

大学の研究・教育に対する図書館の  
在り方とその改革について

(第二次報告)

昭和50年11月

国 立 大 学 協 会

## 目 次

ま え が き	( 3 )
第Ⅰ部 大学図書館予算の在り方	( 5 )
第1章 図書館予算問題の性格	( 5 )
第2章 図書館予算の源泉	( 7 )
第3章 文部省よりの直接の配当予算について	( 12 )
第4章 積算校費中の図書館予算	( 16 )
第5章 図書館予算の現状と問題	( 18 )
第6章 図書館予算の弾力性と伸縮性の問題	( 21 )
第7章 図書館予算の立て方について	( 22 )
第8章 学内図書館予算案の作成と決定	( 25 )
第9章 予算決定の学内機構	( 28 )
第Ⅱ部 図書館情報学の振興と図書館職員の養成・待遇	( 29 )
第1章 図書館情報学の振興	( 29 )
第2章 図書館職員の養成・待遇	( 32 )
第Ⅲ部 大学図書館が当面する諸問題	( 37 )
第1章 大学図書館の管理・運営	( 37 )
第2章 大学教育と大学図書館	( 41 )
第3章 学術情報体制と大学図書館	( 44 )
第4章 大学図書館の国内レベルでの組織化	( 47 )
第5章 大学図書館の国際協力・交流	( 51 )
第6章 大学図書館の建築・設備	( 56 )
第7章 国立大学図書館の新設置基準の確立	( 62 )
あ と が き	( 65 )
資 料	
1. 大学図書館の振興についての昭和51年度予算に関する要望書	( 71 )
2. 日米の大学図書館	( 74 )

## ま え が き

この報告書は、国立大学協会が昭和45年6月に公表した「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」（第一次報告）に次ぐ、第二次報告としてまとめたものである。

第一次報告は、当時の国立大学図書館改善の動きの中で、各大学当局によってそれぞれ活用され、いくばくかの寄与をなしたものと信じる。その後、研究・教育の進展に伴って大学改革が種々の面で進められ、また、学術情報の量的増大と質的深化の情勢に対処して、大学図書館の在り方に、検討を要するもの、改善・充実を図るべきものが出てきたことは周知のとおりである。

当協会では、そのような動向に対処するため、第二次報告の作成に着手し、その基礎的資料をうるためまず昭和46年9月に大学図書館の予算と図書館学拡充強化に関するアンケートを実施し、その結果を「大学図書館予算および図書館学の拡充強化に関するアンケートの集計報告」として翌年5月に各大学に報告し、これについて、去る48年11月、「大学図書館改革に関するアンケート」を実施した。その結果は、49年11月に「大学図書館改革に関するアンケート集計報告」として各大学のご高覧に供し、一方、協会としては、この結果に基づき第二次報告作成の作業を鋭意進め、その草案を第二次報告書案として、50年7月各大学関係各位の内閣に供しこれについての意見等をお願いしたしだいである。幸いにして多数の大学から、草案に対して貴重な意見が寄せられたのでこれらの諸意見を十分に参考にして最終的成文をえたものが本報告である。

この報告書は3部から構成されている。その第Ⅰ部と第Ⅱ部は第一次報告の際、「(附)」として問題点の指摘のみに止めた大学図書館予算と図書館情報学の振興の問題について、アンケート結果やその後の調査等により慎重に検討を行い、内容構成を行ったものであり、第Ⅲ部は当面する諸問題として、その後における大学と社会の大きな変化に対応して大学の研究・教育を推進すべき大学図書館の在り方とその改革についての諸問題をとりあげたものである。

なお、本部報告書末尾の「あとがき」には、第一次報告以来本報告書にいたる経緯、第二次報告原案についての各大学からの意見の概要等を記したので「まえがき」と合わせてごらんいただきたい。また巻末には「資料」として当協会が毎年行っている予算についての要望書と日米大学図書館の現状についての一部の比較データを添えた。あわせて参考にしていただきたい。

ここに、本報告を公表するに当り、各大学当局ならびに図書館関係者各位が、今日まで以上の諸作業に積極的な協力をおしまれなかったことを感謝するとともに、大学図書館の充実・発展のうえに本書が十分に活用されることを期待してやまないものである。

昭和50年11月12日

# 第 I 部 大学図書館予算の在り方

## 第 1 章 図書館予算問題の性格

### 1. 大学における図書館業務の特質と予算問題

(1) 大学図書館は大学における教育・研究にとって不可欠な資料を収集・整理・保管し、これらを利用に供するための諸業務を、学内全部局のために行うことを本来の使命とする。つまり、全学教官・学生に直接かかわりのある極めて重要なサービス機能を果たしている。この点において、予算措置を講ずる際に、他の諸部局とは必ずしも同等に扱うことのできない図書館の特質がある。

(2) 大学図書館では、図書館長のもとに、あたかも独立した一箇の経営体のごとく、専門的職員の知識・技術を必要とする業務活動が営まれている。これは一箇のサービス企業になぞらえることもできる。こうした面にも少なからず図書館予算に特有な問題が根ざしている。

(3) 図書館資料は常に効果的に利用できるように整備されていなければならない。そのためには、長期的展望のもとに組織的・継続的予算措置を講ずる必要がある。

(4) 図書館資料を効果的に運用するには的確な人的サービスが不可欠である。したがって、業務内容に相応しい知識・技術を備えた所要職員の確保は図書館運営にとって絶対的な条件であり、このこととの関連において図書館に特有の予算問題が生じてくる。

(5) 大学図書館の場合には、医学部附属病院などにみられるような受益者負担の方法が原則として認められていない。寄付金など特殊な場合を除けば、圧倒的部分は学内積算校費（大学に配当される予算のなかからの配分額）および図書館経費として文部省から直接配当される予算額に依存している。このような現行予算制度に受益者負担の方法を導入しうるか否か、あるいは導入すべきか否かについては、統一の見解はない。現実には図書館が行う直接的・間接的サービスに対して、諸部局がその持分に応じて予算の移算をもって報いているのは受益者負担方式の一種の適用とみなしてよい。

### 2. 図書館予算問題の緊要性と切迫性

以上において指摘した予算問題は、いずれもいわば現行制度上の問題であるが、今日、大学図書館はこれらの問題に緊急かつ適切に対処する必要に迫られている。

解決すべき目下の問題として、つぎのことがあげられる。すなわち、(1)近年の諸物価や人件費の異常な高騰によって、一箇の経営体としての大学図書館は多大な影響を被り、その運営を危うくしている。こうした事態に加えて、(2)学術情報量の幾何級数的増大およびその質的多様化・複雑化に対応した的確な処理や流通体制の整備、および(3)情報処理の組織・技術の開発に伴う図書館体制の整備・改革が必要である。これらは内容的には、長期的課題ともいえようが、(1)と同様に、問題の性質上、緊急な対応がなされなければ年々解決が困難になってくると予想される。

### 3. 内部的・外部的対応

現在、内部的には、各大学に文部省から配当される積算校費中より、どれだけの金額を図書館運営のために配分するのか、そしてとくに図書館経費として指定して文部省より配当されてくる予算をどのような仕方で用いるかについては、大学内での自主的決定に委ねられている。したがって、図書館予算の問題は、それぞれの大学の方針や見解にもとづいて処理されているのが実情である。

しかし、この問題は、その性質上、文部省や大蔵省などの主務官庁とのあいだの外部的解決にまたねばならないことが多い。また、全国の見地から国内の学術情報資料を整備し、大学間の協力組織の活用によって、教育・研究のために有用な資料を、必要とする利用者に効果的に提供しなければならぬことを考慮するならば、図書館予算に関して、個々の大学が個別の問題として独自に処理しきれない事がらが数多く含まれている。このことも十分留意すべきである。

## 第2章 図書館予算の源泉

### 1. 主要な二つの要素

図書館予算をまかなう主要な源泉は、既述のように、(1)指定された配当額すなわち当初から文部省により指定されて配当される予算額(図書館維持費、図書購入費など)および(2)学内配分額すなわち積算校費として大学にくる予算額のうちから、各大学において図書館運営のために配分される金額、の二つがある。

これら二要素の状況は表1にみられるように、昭和48年全国計で大学図書館予算の77.3%が学内配分額に依存していることが分かる。昭和46年に行った本協会の同様の調査では79.4%という数字であった。学内配分への依存の比率は僅かながら減少しているが、依然としてその依存度は極めて高いことが認められる。これをクラス別にみると、規模の小さい大学ほど学内配分額の比率が高い。

表1 図書館予算の源泉

(単位千円)

大 学	文部省よりの配当額	学 内 配 分 額	計
A (9校)	225,563 (32.2%)	474,322 (67.8%)	699,885 (100%)
B (9校)	68,405 (23.8%)	219,384 (76.2%)	287,789 (100%)
C (15校)	81,969 (18.9%)	351,945 (81.1%)	433,914 (100%)
D (43校)	141,982 (16.5%)	720,568 (83.5%)	862,550 (100%)
全国計 (76校)	517,919	1,766,219	2,284,138
比率 (%)	22.7	77.3	100

- 注 1) 国立大学協会図書館特別委員会『大学図書館改革に関するアンケート集計報告』昭和50年1月、42ページ、表Ⅱによる。ただし、経常的経費についてのもの。  
2) 上記金額は、48年度当初予算でみた金額である。また、クラス別は文部省予算配分基準によるもので、49年度に改訂のものに従った。ただし、Aクラスには特A2校が含まれている。

### 2. 指定された配当額について

#### (1) その内容

文部省から指定された配当額は経常的運営費と臨時的経費とからなる。その内容をみると、図

書館維持費と図書購入費とが主要部分を占める。各大学が文部省より受けとる「国立学校当初予算部局別配当基準額表」においては、「図書館維持費」と「図書購入費」とは、積算校費と並べて記される独立の科目とされていることに留意しなければならない。

## (2) 学内配分額との関係

文部省によって独立の科目として用途を指定して配当されるこれらの予算を、積算校費よりの学内配分額との関係において、どのように理解し位置づけるかについては、これまで必ずしも明快な判断がなされているわけではない。しかし、現在の図書館予算の状況からいえば、つぎのように解するのが妥当と考えられる。

すなわち、現状としては、既述のように、大学図書館の経常的経費の大半は積算校費からの学内配分額によって賄われており、それが図書館予算の主体をなしている。積算校費は各大学の自主的判断にもとづいて学内配分されるが、それは図書館のための経費をも含めて文部省から配当されているものである。

また、文部省より直接に指定して配当される図書館予算は、図書館運営に必要な経費の最低限を頭においてのものであり、部局別配当基準額表において、とくに独立の科目としてそれを立てて配当しているのは、このためである。しかしながら、大学図書館の維持・運営のために現実に必要とされるすべての支出が、この文部省によって指定された配当額で万事賄われるという意味でないことはいうまでもない。図書館予算の現状に照らしてみるならば、これは最低の必要を満たすにもほど遠い金額であることは明瞭である。積算校費中よりの学内配分が追加され、積み上げられてはじめて図書館運営が行われている現状からみれば、その運営を維持するためには、学内配分額の確保が予算制度上の不可欠な条件となっている。

なお、図書館に対する学内配分に関して、各部局の立場から、単純にその額だけ部局予算が削減されるかのように受け取られがちであるが、そのように考えるのは誤りである。この点については改めて後述する。

## (3) 増額の必要

文部省より指定された配当額は大学図書館が果たすべき重大な使命に照らすまでもなく、図書館予算の現状からみて、明らかに少なすぎる。したがって、その大幅な増額は緊急になされなければならない。

もっとも、この増額がなされたからといって、学内における配分額に手心が加えられるようなことがあってはならない。この点について特に注意を喚起しておきたい。学内配分額は次項でみ

るように、現実には決して多くはないのであるから、一方でその金額を高めながら、他方では指定された配当額の増額を図るという両面における予算措置がなされなければ、年々急増しつつある資料のなかから教育・研究に有用な資料を選び、利用に資するための組織を維持し運用を図ることがいよいよ困難になるであろう。

こうした措置の結果として、指定された配当額が学内配分額とほぼ同一水準に釣り合うまで年々増額されることを当座の目標とすべきであろう。

### 3. 学内配分額について

#### (1) 現 状

積算校費中より図書館のために配分されている金額および比率は表2にみられるとおりである。この比率は本館・分館をあわせた当初予算によるものであるが、大学図書館の大学における機能や使命に照らしてみるならば決して高いとはいえない。表2に現われた2年間でみると、学内配分率は48年度において低下している。実は、この48年度に文部省からの配当額が大幅に増額されたが、結果として、この増額分は学内配分率の低下により相殺されたりみがある。

表2 積算校費総額と図書館への配分額

項目 年度	積算校費総額(A) (単位千円)	図書館への配分額(B) (単位千円)	$\frac{B}{A}$ (%)
46	34,575,006	1,630,074	4.71
48	44,778,590	1,766,219	3.9

注 国立大学協会図書館特別委員会『大学図書館の予算および図書館学の拡充強化に関するアンケートの集計報告』昭和47年5月、11ページ、および同『大学図書館改革に関するアンケート集計報告』昭和50年1月、42ページによる。

つぎに、表3によって48年度当初予算によるクラス別の学内配分額の比率をみると、小規模な大学ほど学内配分比率は高くなっている。

表3 クラス別の配分額と比率

大 学	教官当・学生当積算校費総額(A) (単位千円)	学 内 配 分 額 (B) (単位千円)	$\frac{B}{A}$ (%)
A (9校)	21,179,327	474,322	2.2
B (9校)	5,948,214	219,384	3.7
C (15校)	8,206,051	351,945	4.3
D (43校)	9,444,998	720,568	7.6
全国 (76校)	44,778,590	1,766,219	3.9

## (2) 学内配分額と他の部局予算

積算校費中からの学内配分額がより多く図書館に振り向けられるときには、それだけ他の部局への学内配分額は減少する結果となる。こうした利害対立的な見方をするならば、とかく図書館への配分の増加は、そのまま他の部局にとっての減損として受けとられ、反発を買うことにもなりかねない。仮りに中央図書館がないならば、それへの予算配分の必要はないという極端な考えもできなくはない。しかし、そのような場合には、各部局は中央図書館のために配分するよりもはるかに多額の経費を割きながら、かえって非効率な結果を招くのは必定であろう。

中央図書館は現在の部局図書館（室）が個別に行うサービスよりは少い人員と経費とで、全教官・学生に対し、より効率的なサービスを行っているのである。図書館への学内配分にあたっては、この点について関係者の認識を深めることが何よりも先決である。また、利用者の期待にそうように図書館サービスの改善に常に留意すべきことはいうまでもない。

## (3) 配分における自主裁量

積算校費中には図書館運営のために配分されるべき一定の額が含まれていることはすでに述べたが、現実にとりだしの金額を割いて図書館運営の費用に当てるかについては、各大学における自主的判断に委ねられている。こうした自主的裁量が大学側に認められていることは、それだけ大学側の予算執行上に負う責任は重いといわなければならない。

図書館の機能を大学の教育・研究活動のなかにどのように位置づけて認識し、さらにそれに基づいて、どのように対応するかは、一にかかって大学の自主的裁量に委ねられている。その考え方、対応の仕方いかんによって学内配分額はどのようにでもなり、それに伴い大学図書館の運営がさまざまに変わってくるはずである。

## (4) 自主裁量の今日的意義

近年の教育・研究の発展や学術情報の増大に対応して、図書館の機能も拡充強化されなければならない。一般的傾向として、大学の研究が多様化し、大型化しつつあるとともに、学際的領域が発展してきている。こうした動向に即応して学術情報を提供する機関が学内において拡充整備されなければ、研究上いちじるしい支障を来すおそれがある。

複数部局・学科にわたる共同研究が行われるような場合には、個別的に専門資料を収集してきた部局図書館（室）では、その要求に応じ切れるものではない。こうした研究動向の進展に伴って、中央図書館の役割はいよいよ重要になり、各部局・学科の中央図書館に対する依存度はますます高まってくるであろう。

このような新しい状況に応じようとする場合、学内配分という大学の自主裁量に委ねられた予算の源泉が図書館のために用意されているということは、対応を弾力的かつ柔軟にするという点において意義をもってくるであろう。

#### (5) 積算校費の増額

学内配分を増額するためには、積算校費そのものの増額が必要となるであろうから、図書館予算をふやすことを一つの論拠として積算校費の増額を主張することも可能であろう。

## 第3章 文部省よりの直接の配当予算について

### 1. 図書館維持費について

#### (1) 事項別表における図書館維持費

文部省より大学図書館あてに指定して配当される経費の主なる内容は、文部省情報図書館課による「〇〇年度大学図書館関係主要予算額事項別表」によって、年々それは知らされている。図書館維持費は、もとより記載の項目中では、もっとも重要なものであることはいうまでもない。

事項別表における図書館維持費は、標準予算額に新規計上額を加えた合計である。なお、この新規計上額が次年度も引き続いて図書館維持費のなかに組みこまれるときには、標準予算額のうちに入れられ、従ってその後の年度では標準予算額はその分だけ増額の措置がとられてゆく。

この標準予算額には、大学のあいだでクラス別による差違がある。文部省による予算措置としては、現在は全国大学を特A、A、B、C、Dの五つのクラスに格付けし、Dを基準単位とし、その他のものにはそれぞれ一定の倍数を乗じた金額でもって予算配当を行っている。このことから、おのずから次の諸点が問題となりうる。その第1は基準単価の決定であり、第2はクラス別の格付けであり、第3は格付けにともなう倍数の問題である。

#### (2) 基準単価および格付けの問題

46年度からは夜間開館のためのアルバイト経費という新規の経費が生まれ、これが基準単価への加算となった。48年度には基準単価の30%が増額された。しかしそれでもなお後述するような理由も加わって、大学図書館運営のための経費は窮迫している。すなわち図書館維持費の増額が図られねばならないが、そのためにまずなされねばならぬ第1として、基準単価の増額が挙げられよう。

それぞれの大学図書館に対する格付けが、果たして妥当であるか。現在のような五つのクラス分けでよいか。クラスごとの倍数が適正であるか。図書館をめぐる状況は絶えず流動的であり、変化し発展して止まないものであるから、クラス分けや、それへの格付けおよび倍数などについては、実情に応じて抜本的に再検討すべきである。

#### (3) 最近時の問題点

大学図書館の維持運営は、近時二つの点で重大な困難に当面するようになった。それは、(i) 人件費、(ii) 物件費についての支出が急増するようになってきたことである。

後にも述べるように、図書館は定員措置の面において不合理な立場におかれており、不利な処遇を受けがちであった。しかるに図書館業務は拡大する一方であるため、多数の非常勤職員の雇用をよぎなくされ、事実上その多くは常勤的性格をもつに至った。加うるに、賃金水準の高騰は近時異常なまでにはなはだしく、これがため図書館が賃金として支出する金額は激増し、今日では図書館予算を圧迫する最大の原因となっている。48年度当初予算に国立大学附属図書館が文部省よりの図書館維持費の配当として計上した金額は、279,907千円であった。ところが前年度の決算では、賃金支払いのために国立大学図書館は、これを遥かに上回る481,118千円の巨額を支出している。賃金負担の重さを、おして知ることができよう。

こうした困難を打開するためには、図書館業務の機械化・合理化、パートタイマーの導入などのごときが対策として考慮されうることは否定できぬが、それにしても人的サービスを本来の業務基盤とする図書館においては、これらの手段にもおのずから限界がある。もしも必要にして十分な定員さえ確保されるならば、今日における図書館維持費の上での困難は、その大半が解決されるものと考えられる。

諸物価の高騰のため、備品費・消耗品費・印刷製本費等の支出が著しく増大している。また近来は、図書館施設の近代化にともない、冷暖房・搬送設備などのために、また光熱・水道料金などに対する支出が急増してきた。図書館の維持運営の最低の基礎をまかなうものとして文部省より指定して配当される図書館維持費における基準額は、このことを考慮して大幅に増額する必要があるし、またこのための経費を確保しうる予算化のための措置としては、費目によっては別枠にして計上するなどのことも検討されてよからう。

## 2. 図書購入費について

事項別表においては、図書館設備費のなかに図書購入費が記載されており、学生用図書購入費・参考図書購入費・特別図書購入費・指定図書購入費の4項目に分けて配当されている。

### (1) 学生用図書購入費

久しく一般図書購入費の名で呼ばれていたが、46年度より学生用図書購入費という名称に改められた。大学における図書購入が、教官用・研究用に傾きがちであるので、学生用の図書の購入の確保をはかる意味において、名称の変更が行われた。さらに、50年度においては予算額の一層の充実が図られたのを機会に、学術国際局長からその効率的な運用について通知（昭和50年3月26日文学情158号）がなされた。

しかしながら、この措置をもって積算校費による図書購入は、もっぱら教官用・研究用のもの

であり、学生用の図書は文部省より指定配当の学生用図書購入費だけで足りると解されてはならない。ここにとくに学生用図書購入費なる名称は、学生増に対応して教育のために必要とされる学生用図書の整備が、大学図書館という場において確保されるよう援助せんがために付されたものであり、これでもって学生用の図書が充足できるわけではない。従って大学図書館としては、当然積算校費からの配分額をも加えて、学生用の図書の収集・充実をはかるべきである。

この場合の基準予算額は、学生用図書購入費と名称が改められてからは、学部数に代わって学生数に対応するものに変えられた。問題はその単価の決定であって、図書の価格の高騰や刊行図書冊数の増大や多様化と見合って、弾力的に決められるべきである。

なお、この学生用図書購入費は、学生用図書の購入の最低限を確保するために文部省が用途を指定して配当した予算であるから、この予算が増額配当されたとしても、そのことを理由にして各大学における積算校費からの学生用図書購入費の配分が減額されるということが、あってはならない。むしろ指定された配当予算の増額に対応して、学内配分額もまた増額され、学生用図書の購入・充実がはかられるべき道理のものなのである。（もっとも、積算校費にもとづく学生用図書の購入は、大学にとってはなお相当に重い負担であることを考えると、文部省配当による学生用図書費の増額は、この意味においても大幅に緊急になされる必要がある。）

## (2) 参考図書購入費

大学図書館としての機能を果たすためには参考図書の充実と整備は今後いよいよ重視されねばならない。48年度からこのための費目が新規に文部省より計上・配当されることになったことは評価されてよい。毎年継続的に刊行される参考図書（逐次刊行物を含む）で1点10万円以上のものを対象とし、総記・人文・社会・理工・医生物の5部門に分けて、順次その整備をはかってゆこうとの趣旨のものである。

この5部門にわたっての予算の配当がゆきわたると、この予算費目は初めて全面的効果を發揮しうることになるのであるが、その後も更新や補充は必要とされるから、この費目は引き続き継続させ、基本的参考図書のコレクションの整備・充実をはかるべきであろう。

## (3) 特別図書購入費

大学院研究科の基礎となっている学部の教育・研究に必要なとされる基本的図書・資料の整備のために設けられた費目であって、金額が大きく、シリーズものなどで、個別の講座や学部としては購入困難と思われるものの取得を容易ならしめる趣旨からのものであった。これまでは、人文・社会系を対象に予算が配当されて、それなりに効果を挙げているので、今後も継続されるべき

である。もっとも、今後総合的取書の必要、学術情報体制の整備・充実、保存図書館の機能等の見地から、さらに広大な展望をもって、この費目の運用や活用などが検討し直される必要はある。当然自然科学系へも、この制度の拡大・適用が考慮されるべきであろう。

#### (4) 指定図書購入費

教官が指定する学生専用の図書を整備し充実するための指定図書購入費なる予算配当は、比較的入学定員の少ない大学から始まり、50年度をもって全大学にゆきわたることとなった。

指定図書制度は将来とも発展的に継続せしめるべき制度であり、一時的・臨時的予算として終わらせてはならない。学術研究の発展にともない、さし替えや拡充や多様化が必要とされる。さいわい、50年度からは当初計画の終了を契機として指定図書購入費は学生用図書購入費の中に含まれることとなり、その運用については各大学に委ねられることとなったが、各大学においてはこの制度を継続発展させるため、指定図書購入のための経費が打ち切られることなく、継続されることが望まれる。

たとえば、これまでは、教養・進学課程を対象に指定図書購入費が与えられていたが、それを専門課程学生のための専門図書にまで拡大するなどである。

## 第4章 積算校費中の図書館予算

### 1. 積算校費の内容と意味

積算校費と呼ばれるものには、教官当り積算校費と学生当り積算校費との2要素がある。つまり予算額の決定には、教官数・学生数が基準として用いられている。しかし、これはあくまでも算定上の基準であって、実際の支出に際し、1人1人にはりつけて用いられねばならぬということではない。積算校費は、大学が全体として運営されるための基幹となる総予算のことであり、それぞれの大学は、それぞれの大学における事情・慣行などにもとづき、自主的判断のもとに、本部とか各部局などに配分して使用される。

### 2. 共通経費としての図書館予算

大学がその使命を果たすにあたり全学的に支出を必要とする経費が、共通経費である。本部費とか教養部費のごときがそれである。図書館の運営のために積算校費中より割いて配分される経費は当然に共通経費としての性格をもつ。なぜなら、もしも図書館がないとすれば他の諸部局が個別になさねばならない機能を、図書館が代わって全学的規模において果たしているからである。

### 3. 図書館予算の扱い方およびその考え方

図書館予算は、上述のように大学の共通経費としての性格をもつので、大学によっては初めから共通経費の項目のうちに図書館費目を立てて予算措置を行っているところがある。また学生用図書購入費は学生当り積算校費から支出し、教官用図書購入費については教官当り積算校費をあてるといように分けて支出する仕方をとる大学もある。いずれの措置をとるにしても、図書館予算は積算校費にとっては共通経費であるという認識は失われてはいない。

しかし現実には、文部省から図書館あてに直接に指定されて配当される予算がある。この費目は、附置研究所や附属病院に指定して配当される予算とは、その性質上異なるところがない。従って、そういう見地に立ち、独立の予算費目の柱を立てて図書館のために学内措置をする大学は少なくない。この場合には、附属図書館は大学内の自立的一部局であり、自立的に独自の予算をもつはずのものであるとの理解がその背景をなすのである。

共通経費のうちの一項目として図書館の費目をたてるか、あるいは独立の予算費目をたてるかによって矛盾が生ずるかにみえるが、このことは、次のように統一して理解すべきであろう。すなわち、文部省からの直接の配当予算は、現在のところではまだ、大学図書館の維持・運営に必

要とされる最小限の費用を充たすにすぎないから、積算校費からの配分なしには、大学図書館の維持は不可能である。図書館予算は、文部省からの直接の配当分を本来基礎としてもつ独自の自立的予算ではあるが、積算校費中よりの共通経費の配分額によって補充されなければならない。この補足的機能は、大学自身による自主的裁量であり、また後述するように図書館予算に弾力性や柔軟性を附与せんがためのもので活用することができるのである。

## 第5章 図書館予算の現状と問題

### 1. 大学図書館の経常的経費

#### (1) 昭和47年度の実支出額

表4は、47年度決算による大学図書館の経常的実支出額の内訳である。

表4 経常的実支出額

大 学	図書・資料購入費	運営費総額	計	運営費総額(100)	
				賃 金	その他の経費
A (9校)	1,100,998 (65.8)	571,594 (34.2)	1,672,592 (100)	182,692 (32.0)	388,902 (68.0)
B (9校)	665,851 (77.6)	192,025 (22.4)	857,876 (100)	88,744 (46.2)	103,281 (53.8)
C (15校)	625,417 (72.8)	233,675 (27.2)	859,092 (100)	82,669 (35.4)	151,006 (64.6)
D (43校)	728,516 (68.6)	332,898 (31.4)	1,061,414 (100)	127,013 (38.2)	205,885 (61.8)
全国計(76校)	3,120,782	1,330,192	4,450,974	481,118	849,074
全国比率(%)	70.1	29.9	100	36.2	63.8

注 1) 『大学図書館改革に関するアンケート集計報告』44ページ。

注 2) クラス別は49年度のもの。単位千円。

この数字は、分館も含めて全学についてみたものであるが、経常的経費のうちで運営費総額の占める全国の比率が約30%である。諸物価の高騰により、図書・資料購入単価が増大し、購入量の減少となって図書館業務に支障をきたしている。またこのことが他方では運営費の増大ともなって現われている。この運営費については、賃金水準の高騰の影響が大きく、上の数字でみると、運営費総額の3分の1以上は人件費への支出となっている。

#### (2) 文部省よりの配当額と実支出額との比較

表5 文部省よりうけた配当金額との実支出額の対比

(単位千円)

国立大学附属図書館への文部省からの配当額(48年度当初予算)		国立大学図書館の実支出額(47年度決算)		比 率 %
図書館維持費	(a) 279,907 (53.5)	運 営 費	(A) 1,330,192 (29.9)	$\frac{a}{A}$ 21.0
図書購入費	(b) 242,862 (46.5)	図 書・資 料 購 入 費	(B) 3,120,782 (70.1)	$\frac{b}{B}$ 7.8
計	(c) 522,769 (100)	計	(C) 4,450,974 (100)	$\frac{c}{C}$ 11.7

注) 『大学図書館改革に関するアンケート集計報告』40ページ。

表5によれば、文部省からの直接の配当額は、経常的運営費において全国計（本館・分館を含む）で実支出額の21%をみたすにすぎない。これは前年度決算と当年度の予算との対比であるから、当年度の決算と対比させればこの比率はさらに低くなることは確実である。もちろん不足のほとんどが、積算校費からの移算による学内配分額により充たされていることはいうまでもない。

図書購入費においては、文部省からの直接の配当額の実支出額に対する比率は、7.8%である。（もっとも前述のとおり、昭和50年度においては、文部省計上の予算額は、前年度に比して、ほぼ倍増しており、従ってこの比率はかなり高まることが予想される。）これについては、次の点が考慮されるべきであろう。例えば、大学図書館において他の部局のための図書の購入を一括して引きうける場合には、それに見合う図書費の移算を図書館はこれらの諸部局より受けるのであるから、数字の上では、図書館による図書購入の実支出額はそれだけ増大することになるであろう。しかしこのような各大学においての取扱い慣行のあることを考慮したとしても、文部省配当額による充足率はまだ十分とはいえない。

## 2. 経常的経費についての対策

### (1) 図書館予算の増額

以上によって明らかなことは、図書館予算が現在なお極めて貧弱で不足しており、予算上の基礎は脅かされ、つねに不安定であるという事実である。従って図書館予算の大幅な増額が実施される必要があるが、とりわけ文部省よりの直接配当額の大幅増額が望まれる。

### (2) 図書館維持費の増額

年々増額されているとはいえ、図書館業務の発展、またそれに伴う業務量の増大、そして物価および人件費の高騰を考えると、文部省より直接配当の図書館維持費は、なお一層大幅に増額される必要がある。少なくとも現実に必要とされる実支出額の半ば程度に達しうるよう至急に対処すべきであろう。

その算定にあたっては、最低基準額の確定が必要とされる。それは、その大小を問わず、少なくとも大学図書館である限りにおいては、その機能を果たすのに必要とされる最低経費のことである。この基準額の上に、学部数や学生数および図書館の運営状況を考慮しつつ加算し上積みして、現実の配当額の決定をすることができる。

なおそれに加えて、小規模大学のごとく学内配分余力に乏しい大学への配慮、および実情に即した適正なクラス別是正などが機動的に再検討されるべきであろう。

あわせて物価や賃金の動きなど最近の状況に対する敏感で迅速な対応が望ましいし、また、光熱・水道費、通信・搬送費、暖冷房費、製本費、視聴覚施設の維持などの経費に対するきめ細かい配慮や対策が必要とされよう。

### (3) 賃金費用について

非常勤職員に対する賃金費用の運営費中に占める比率は、近年ますます増大し、その他の経費を圧迫し、図書館の運営を困難にしている最大の原因となっていることはさきにも述べた。この難問題を、いま直ちに解決することは現状としては至難であろうが、さまざまな方向からの対策を講じることによって、総合的効果を期すべきであろう。

定員削減の措置から図書館職員をはずすこと、より積極的ななんらかの方法で図書館職員をふやすこと、学内定員増に対する一定比率を附属図書館にまわすこと、学生増や教官増に対応して一定比率の職員を大学図書館に配分すること、適正な図書館の業務の分析にもとづいて必要と考えられる図書館職員数の基準を定め図書館に配置すること、そしてこうした定員増の措置が行なわれるまでのあいだは、定員外職員を別枠で認定し、独立の費目を立てて実情に合った金額を図書館運営費とは別に配当するとか、または図書館維持費の中に必要経費としてそれを認めて盛りこむとか、またそれに相当する金額だけ図書館維持費を増額して配当するとか、何らかの措置が対策として考えられる。

以上は主として主管官庁を念頭においた対策であるが、学内においてもまた対応の措置がとられねばならぬことはいうまでもない。例えば大学において定員増のあった場合には、教養部とか附属図書館のごとき学内共通部局に対しては、その一部をまわす内部配分の措置を講じること、学内共通経費の一部をとくに図書館非常勤職員のために割いてあたえること、全学的立場からまとめて非常勤職員への経費を学内共通経費によって面倒をみること、などの対処は検討するに値いしよう。

### (4) 図書購入費について

学術図書資料の収集は、図書館機能の基本ともいべき業務であるが、学術情報量の加速度的増大に見合うだけの予算措置は講じられていない。しかも諸物価の高騰による影響をうけて、図書館が現実で購入する資料は相対的に減少している。学生用図書購入費・参考図書購入費の大幅増額はもちろん、指定図書制度の適用範囲を高学年にまで拡大するとか、教養図書費の増額や配当方法の是正なども、あわせて検討すべきことがらである。

## 第6章 図書館予算の弾力性と伸縮性の問題

図書館本来の使命からいえば、およそ必要と判断される学術資料であるならば、そのすべてが  
つねに、利用可能の状態に用意されていることが要請される。従って大学図書館の資料購入のた  
めの経費をあらかじめ確定することは著しく困難である。

資料の生産や流通の状況、教育研究者の関心や重点の置きどころの違いなどによって、図書館  
資料に対する需要が変化するという不確定な要素があるために、図書購入費は、弾力性ないし伸  
縮性をもたざるをえない。図書購入費は、あるときには異常に増し、また他のときには、それほ  
どでもないということが起こりうる。現状としては、学術資料の生産は幾何級数的に増大してお  
り、それに対する需要の高まりも大きく、また物価高騰の打ち続く事態のもとで、本来は伸縮性  
をもつべき図書購入費は、増大の一途をたどっている。このような時期には、重複資料の購入制  
限、分担購入など図書収集における合理化を強力におし進め他方において、調整の機能をはたす  
予算を予め学内に用意しておくことも有効であろう。しかし、それでもなお図書購入費の増大は  
時勢の止みがたい必要として認めざるをえないので、主管官庁の予算措置による緊急な対処が望  
まれる。

そのほか、全大学図書館のために図書資料購入の弾力的確保を可能にする調整・予備の基金を  
設けること、また全国大学のための共同利用図書館を設立し、伸縮性のある資料購入ができるよ  
うにする、などの方法も検討に値いしよう。

## 第7章 図書館予算の立て方について

### 1. その類型と評価

文部省よりの配当額と学内配分額との二つを主要原資として、年々の図書館予算の実額は、それぞれの大学において自主的にその責任でもって最終的には決められているが、その予算の立て方は、四つに大別することができる。図書館特別委員会による昭和46年の調査でみると、この四つの類型に属する大学図書館の分布は表6のとおりである。

表6 図書館予算の立て方

類 型 区 分	(I) 教官当・学生当積算校費と指定された図書館経費とを、こみにし、そこから図書館経費が配分される場合	(II) 指定された図書館経費はそのまま図書館に与え、それ以上の部分を教官当・学生当積算校費から配分する場合	計
	共通経費の1項目として図書館経費が立てられ配分される場合	甲 8件  内、運営費のみにつき……………4件	
当初より、共通経費とは別個の項目として立てられ、独自の配当を受ける場合	丙 5件  内、運営費のみにつき……………1件	丁 36件  内、運営費のみにつき……………1件 図書購入費のみにつき……………4件	[50%] 41件
計	13件 (16%)	68件 (84%)	[100%] 81件 (100%)

注) 国立大学協会図書館特別委員会『大学図書館予算および図書館学の拡充強化に関するアンケートの集計報告』昭和47年5月、14ページ。

表6によれば、文部省よりの配当額をそのまま図書館に与え、それ以上に必要とされる額を積算校費中より配分するもの(乙および丁)が68件で、全体の84%を占め、現状の大勢を支配していることが分かる。

しかし学内における予算のたて方としては、まず共通経費の一項目として図書館予算を立てて配分する乙と、当初より共通経費とは別個の科目として予算を立て、独自な配分を行う丁との二つのあいだでは、件数あい半ばし、どちらが支配的であるかを判定しがたいのが現状といえる。

しかし、どの方法を支持するかについて意見を求めたところ、初めより図書館予算という支出

科目（学内予算配当科目）を別建として作り、これに文部省よりの配当予算を組み替えて配付する方法を支持するものは、90%の多数にのぼる。現に行っている方式は別として、理想としては類型丁を支持するのが国立大学図書館の多数の意見であると判断される。48年11月に行ったアンケート調査においても同様の結果を再確認することができた。

大学図書館の業務は、もともと大学全体に対してのものであり、したがってその経費は本来共通経費としての性格をもつのであって、この観点からいえば、類型乙の方法にはまたそれなりの理由があるとみなされてよかろう。しかし、図書館予算が積算校費からの天引き予算であるとの誤解を受けないために、またその自主的運営を確保するためには、大学における他の諸経費から影響されない独自の予算科目として立て、その確保を図ることが望まれる。後に述べる自主的財源確保の要望とあいまって、類型丁の仕方が支持されているものと思われる。

## 2. 図書館予算の自主性について

図書館予算の自主性ということがいわれるが、それは図書館予算が不安定である現状に対し、いわば要望としての言葉である。既述の「指定された図書館予算」は、確実に図書館を名ざして配当されている専用の図書館予算であるが、今のところその金額は少ない。それと比べて図書館予算の大半を占める「積算校費よりの配分類」は、それぞれの大学の内部事情によりいつでも変化しうる可能性をもち、しかも確固たる要求基礎を求めにくい性格もあるので、図書館予算はこれまでつねに不安定な状態におかれてきた。

こうした図書館予算の不安定性を救い、自主的に図書館機能を果たすにたる自主的財源の確保が、図書館予算の自主性の意味である。

国立学校特別会計における歳出予算は、「国立学校」、「大学附属病院」、「(附置) 研究所」の3項目に分かれているが、これに「大学附属図書館(仮称)」を加えて4項目とすることは、大学図書館のために制度上独立の予算科目を立てることになるから、図書館予算の自主性を達成するための有効な措置となりうることは疑いを入れない。

しかし、これには、「図書館運営上必要にして十分な金額が確実に配当される保証」がなければならない。この保証がないまま、ただ形式的に「大学附属図書館」という一項目が立てられるときには、図書館にとっては、これまで積算校費中よりえていた主要な原資を失うことになるから、結果はかえって悪化するという事態も起こりかねない。

図書館予算における自主性の確立ということは、単に形式的制度上の独立に止まってはならない。図書館運営にとって必要にして十分な経費が制度上確保されてはじめてその意味をもつ。要

は、自主財源の確保ということにはかならない。

### 3. 自主財源の確保

必要にして十分な金額が、大学図書館運営のための経費として確保されるということが、自主財源確保の意味である。すなわち、なによりもまず真に自立しうるに足る予算が大学図書館のために確保されるということが先決である。そうなったときに、図書館予算は事実上、独立の予算科目となって自立しえたといえるのである。

「大学附属図書館(仮称)」という独立の項目を国立学校特別会計の歳出予算中に立てるという措置は、形式的には支持されるのだが、実質的に真に自立しうるに足る予算額の確保が保証された後のことか、またはこれに伴ってのことではなければならない。

およそ大学図書館は、大学の規模その他にもとづいて極端な差違があってはならぬ。1人の教官や学生ごとに、その利用しうる図書や資料の量や質に、また基本となる参考図書などについて、大学により極端な開きがあってはならぬ。大学図書館の維持運営にとっては、これ以下には引き下げることのできぬ最低基準というものがあるはずである。しかもこの最低基準は、既述のように、今日の事態のもとでは、絶えず変動せざるをえず、しかも早急に高められるべきものである。これらのことが、最低基準の算定にあたり考慮されなければならない。

文部省よりの配当額には、大学によりクラス別の差異が設けられている。これは、基準となる最少限が充たされた上での上積みであるとみるべきであり、その上にさらに各大学においての自主的判断にもとづく積算校費中よりの配分額が加わる。従って、以上の三つの合計が図書館運営にとり必要にして十分なだけの額になるようにすることが、当面は自主財源確保の内容となる。

さしあたっては、指定された配当額の年々の大幅な増額が望まれる。少なくともその年々の増加率は、積算校費のそれを相当に上回るものであって欲しい。

学内においては、学内配分額の年々の増加率を積算校費それ自身の増加率よりも下げないように配慮することによって、図書館予算中に占める文部省配当予算の比率を年々引き上げてゆくことができるであろう。

以上の措置は、少なくとも2者の比率が50:50に達するまでは、急速な努力がなされるべきであろう。しかもこれには、図書館運営にとり必要にして十分な予算の確保という最終の目標が条件として伴っていないなければならない。

この目的の実現のためには、主管当局ばかりではなしに、大学自身による努力がいっそう必要とされることはいうまでもない。

## 第8章 学内図書館予算案の作成と決定

### 1. 定率法

定率でもって図書館予算の要求がなされる場合には、定率でもってこれを査定するのが、首尾は一貫する。しかしなにに対しての定率とするか、その定率はどのような大きさに定めるかなどについて、さまざまな問題が生じる。

#### (1) 定率の対象

(a) 前年度の実績をもとに、これに対する定率でもって予算を要求し、それがまた定率でもって査定される場合がある。そして定率が用いられる対象としては、それぞれ前年度の教官当積算校費と学生当積算校費とを分けて適用する場合と、両者の合計を対象とするなどの方法がある。

(b) 当年度の積算校費に対して、定率を用いる場合がある。

(c) (a)と(b)との細かい点については、さまざまの変種がありうるが、他方では、前年度の実績をもとにして定率で予算を要求し、金額で査定をうける方法は、定率法と金額による方法との折衷といえる。

#### (2) 定率の大きさ

定率の定め方については、維持費・図書購入費などについて別々に定める場合と、まとめて一本の定率を用いる場合とがある。

定率の算定方法についても、さまざまな仕方があり、実際にもさまざまに用いられているが、いまはそれについては述べない。

#### (3) 定率法の長所と短所

予算の定率化が行われると、図書館予算の安定性が増すから、変動の少ない状況のもとでは、望ましい予算制度であることは確かである。

しかし予算の施行上硬直化のおそれがあり、また妥当な定率を定めにくいという難点がある。とくに図書館運営に必要とされる弾力性や伸縮性のことを考えに入れると、この難点は明白である。

この難点を補う意味で、定率法を用いるときには、定率を弾力的に変更しうる余地を残すとか、または事態の推移に応じて予算補正をなしうるよう配慮する必要がある。

### 2. 金額による方法

金額で予算の要求を行い、金額でそれを査定するものであって、これにもさまざまな仕方がある。

#### (1) 要求予算額の算定

前年度実績および当該年度支出見込額を基礎として、予算要求がなされるのが普通のようにある。その際には、総予算額を構成する各予算項目についても同様の算定がなされるのであるから、それらの積算によって要求予算総額が算出されることになる。

この場合、図書購入費については、図書の単価と学生数などを基礎にして算出する方法が考えられる。蔵書構成を考えて年間購入計画が立てられる場合には、それが積算の基礎になるであろう。

#### (2) 要求予算額の査定

金額とする予算要求およびその査定は、変動する状況には適合しやすい。図書館資料の購入という点からいうならば、金額による方法は図書館それ自身もつ本来の性格や必要に合致する。しかし、金額による方法がもつこのような弾力性は、その長所でもあるが、短所ともなりうる。すなわち、予算要求を放漫にする弊害が生じ、またその査定にあたり図書館以外の事情によって左右されるおそれがない。金額による方法は、その要求にしても査定にしても、ときどきの事情による配慮の余地を残すという含みをもつ方法であるから、その功罪は大学自身による判断が適正・妥当であるかどうかにかかってくることになる。

予算の要求や査定が妥当であり適正でありうるための条件としては、学内における要求や査定に関与する組織や機関や、そしてそれらの運営いかんが重要な意味をもつことであろう。

要求や査定に際し、あらかじめ一定の枠を定めておくという方法が考えられる。例えば、積算校費の伸び率などと結びつけて、査定の限界を前もって決めておくといった方法である。もっとも図書館予算の現状からいえば、大きすぎるというよりも、少なすぎるうらみがあり、従って図書館予算への歯止めは、上限に向けられるよりも、下限に向けて配慮されねばならぬのが実情といえよう。

### 3. 二者の併用

図書館予算の安定性確保という見地からいえば、定率法が望ましい。しかし、弾力性・状況適合力という点では、それなりに欠点をもつ。また今日のように激しく変動する時代には、にわかになんかそれを実施に移すことはできない。

金額による方法は、これに反し、定率法における短所をむしろその長所とするが、周囲の事情

や主観的判断により動かされやすく、自主的財源の確保という図書館年来の必要とは、むしろ逆行する関係にある。

(3) 結局は現状としては、二者を適当に併用しながら、理想の制度へと近づけてゆくよりほかはないであろう。金額による方法をとる大学図書館の場合には、これを定率で補い、または定率法に近づける努力をなすべきであり、定率法をすでに採用する大学図書館の場合には、その欠点や困難を弾力的に補う調整への試み、すなわち金額で補う措置が考慮されるべきである。

## 第9章 予算決定の学内機構

### 1. 予算原案の作成

図書館特別委員会の調査によると、昭和47年の時点において、図書予算の原案作成は、大半の大学において附属図書館の手を経ており、これに大学本部が加わっている事例が多い。同様にして大半の大学では、図書館関係の委員会をもち、原案の作成に当たっている。（本委員会作成の前記『アンケート集計報告』1972年5月 15ページ）このような原案作成の方法は、普遍的であるとともに、妥当なものといえるであろう。さらに原案の決定については、図書委員会・図書館委員会・図書館商議会などの議を経て行われるのが妥当である。

### 2. 学内配分額の決定

一般に予算の学内配分については、大半の大学はそのための審議機関をもち、その最終決定についても、評議会その他の機関を通じて行うのが普通となっている。

しかしこのような審議および決定の場に、図書館の代表者が参加している場合と、そうでない場合とがある。このことについては、図書館が大学において占める地位やその果たすべき任務にかんがみ、これに参加するのが当然といえよう。

### 3. 図書館長および図書館関係機関の役割

予算原案の作成とその決定、およびその執行の見地からいえば、図書館長および図書館関係機関のもつ任務と責任は大きい。したがって、図書館関係者は大学行政上それにふさわしい部署や機関に位置づけられるべきである。大学としてはこの点について十分な配慮をする必要がある。

## 第II部 図書館情報学の振興と図書館職員の養成・待遇

### 第1章 図書館情報学の振興

本協会の図書館特別委員会が、昭和45年度以来、とくに図書館学の拡充強化の主題をその作業の中にとり入れることとしたのは、大学図書館の運営についてはもちろん、将来への展望のもとにその充実・改善のために図書館情報学の成果を取り入れることが緊要と認められたためであった。すなわち、昭和45年の第一次報告の中では、全般的に図書館学教育の充実の必要性が強調されているが、報告書末尾に、とくに大学予算と図書館学振興について問題点を列挙して関係者の参考に供するところがあったのもそのためである。この問題点の指摘の発展として、翌46年には、この二つの問題についてアンケートを実施し、広く大学関係者や大学図書館当事者の意見を調査したのであった。その集計結果は、その後の本協会および国立大学図書館協議会等の活動、ならびに各大学の図書館充実計画の参考に役立てられてきている。このような措置について、さらに大学図書館の改善充実に資するため、大学図書館の全般的・基本的なテーマをとらえて第二次のアンケートを昭和48年11月に実施した。この中では、図書館学教育振興に関する調査を取りあげたが、その際、第一次アンケートの結果を尊重し、かつ、その後の内外の諸大学における図書館学教育の動向をも参照し、調査主題も「図書館学」でなく「図書館情報学」と改め、大学図書館充実との関連で、その振興についての意見調査を行ったものである。すでに別途発表したその結果は、前回のアンケート結果と同様に、大学図書館経営に不可欠な理論的基礎づけや、その具体的充実に寄与することを期待するものである。

以下、二回のアンケートの結果をここに集約して、大学図書館の充実・改革に資するための図書館情報学の振興について、若干の提言を試みたい。前2回のアンケートの結果は大きく集約すれば次の点に帰することができる。

#### 1. 大学・学部等における図書館情報学の充実

アンケート結果によれば、学部における図書館情報学の整備・充実を求める声が圧倒的に強い。これらの意見の中では、図書館学、図書館情報学、情報図書館学、情報学等、名称は異なるが、いずれもこれらの学科目や講座を学部の新・増設する必要を強調している。その設置部局については、教育系の大学・学部におくとするものももっとも多く、ほかに、社会・人文系学部・教養

学部・理学部などの案もみられ、また、主要大学、あるいはブロック単位などに設置大学を決めるべきであるという意見もあった。これらを見ると、図書館情報学の教育課程を全国的に計画的な分散配置を望む声が多いように思われる。したがって各大学自体において、図書館情報学の新增設の予算要求を具体的に行うとともに、文部省ないしは然るべき機関において、高等教育全般の全国的な改善のために、図書館情報学の教育機関の計画的・漸進的な設置を図るなどの推進方法が検討されてよいように思われる。欧米と異なり、まだ発達途上にあると思われるわが国の図書館情報学については、単に各大学の個別的な要求をまつだけでなく、国としての積極的な振興方策が考えられてよいように思われるのである。

## 2. 図書館情報学についての大学院の設置

わが国の図書館情報学の研究水準を高めるためには、研究者の養成を図ることが必要なことはいうまでもない。アンケートによってもこの意見が多くみられる。国立大学では大学院での研究テーマに図書館に関するものを選ぶものが漸次出てきてはいるが、本格的な指導者・研究者の養成のためには、図書館情報学専攻課程を充実するとか、さらに、組織としての図書館情報学研究科を置くとかの措置が必要である。もちろん国立大学に、正規の講座として図書館学講座が置かれているのは、二大学にすぎず、図書館専門の大学は国立図書館短期大学にとどまる現状においては、一挙に図書館情報学の大学院課程を設置することは容易なことではない。しかし、学部課程の図書館情報学を充実するためには、まずその指導に当る研究者養成が不可欠であるので、たとえ小規模であっても、その実現を図ることはきわめて緊要である。ましてや、大学図書館の現事態が、機械化その他、情報化時代の諸様相の急速な進展に対応して、急激に、その経営や機能の機械化・合理化・広域化等が要請され、かつこれが国の施策としても具体化が進行しつつある事態を考えると、大学院レベルでの研究者養成と研究機能の具現は、焦眉の急務というべきである。欧米においては図書館専門職員の養成と、研究者の養成が大学院においてなされることが一般化している現状をも考え合わせ、その緊急な対策の具体化を要望するものである。なお、高度の専門的学力をもつ司書の数が少ないわが国の現状では、大学院課程における図書館情報学において現職者の研究を可能にする方法も早急に検討されるべきである。

## 3. 図書館情報学の研究機関の設置

図書館情報学についての研究所・研究施設をつくるべしという意見は相当に多くみられる。こ

の案は、戦後わが国に図書館学が、大学の科目として定員配置等の措置をみたころから一部で主張されていたものであるが、上記の研究者養成の必要に応じるためにも、また、現職教育の必要に対応するためにも、図書館情報学の研究施設ないしは研究所が設置されることは、きわめて緊要である。

#### 4. 大学図書館と図書館情報学振興との具体的関連について

以上のような図書館情報学の振興を、具体的に大学図書館の機能や組織と結びつけた意見がアンケートにあらわれている。すなわち、大学図書館に図書館情報学の附置研究所とか研究施設等をつくるという案があるほか、大学図書館に図書館学の講座をおく案、大学共同利用図書館に研究所において大学院レベルの教育を行うなどの案が出されている。また、大学図書館に図書館情報学の教官を導入・配置する、大学図書館主催により図書館学についての講座をひらいて図書館学の研究・普及を図るなどの案もみられる。いずれにしても、大学図書館の機能の高度化を期する方策案であって、今後、十分にその具体化について検討さるべきものと考えられる。

## 第2章 図書館職員の養成・待遇

### 1. 図書館職員の養成

大学図書館の専門職員の養成においては、大学図書館の実情やその充実・発達の方向に対応して、大学図書館のもつもろもろの必要に答える学習内容が盛りこまれ、またこれに適する学習法等が講じられていなければならない。

しかし、現状では大学図書館専門職員の養成は、基本的には図書館法による司書養成の方式に依存し、この養成方式をへた人たちが今日の大学図書館専門職員の大半を占めている。今日一般に、司書養成は図書館法による司書講習と大学における図書館学の履修と通信教育との三つの方法によって行われているが、後者の場合の履修内容は、司書講習の科目・単位数に準拠した形にとどまるものがほとんどである。いずれの場合も、その学習内容は、図書館法が本来、公共図書館の司書養成を旨とするものであるため、大学図書館について触れる面が少ないのが実情である。大学図書館の経営内容が、近年、ますます高度の専門的知識・技術を必要としてきつつある状況に照らすとき、在来の養成方法では、大学図書館の専門職員養成には、はなはだ欠けるものが多いといわなければならない。

昭和38年度から文部省と人事院との共同で「国立学校図書専門職員採用試験」制度が実施され、国立大学図書館の専門職の養成に重要な役割を果たしてきているが、この制度における受験者についてみると、實際上、受験者の多くは、上記の方法による司書資格のための学習内容を履修したものと推定され、その履修には、とくに大学図書館についての学習が適切に含まれていたとは、全般的にはいいがたいのが実態である。なお、この制度は昭和47年度からは、人事院のみによって実施されることとなり、同時に上級職甲が廃止された。このことは、大学図書館専門職員に高度な学識と技術が必要とされ、あわせてこれにふさわしい待遇の確立が望まれる動向に対しては、マイナスとなる措置であって、すみやかに再検討を要するものと考えられる。

ここで、大学における図書館学の開設状況をみると、昭和47年度の調査（日本図書館協会「図書館学教育担当者名簿」——昭和49年10月刊行——による）では、司書資格取得に必要な法令上の諸科目をおくほかに、大学図書館についての特別講義の類をおいているものは、国立では、国立図書館短期大学のみであり、私立では、慶応大学の図書館情報学科にか一大学があるにとどまる。一方、大学図書館の司書系の職員数についてみると、日本図書館協会の昭和49年度の調査で

は、5,213名であり、これに対して公共図書館の司書系職員数は、2,773名となっている。上記のように、大学図書館司書の養成制度の実態では、公共図書館員養成に圧倒的に依存しているのに対比して、職場の実情では、公共図書館の司書数の約2倍近くが、大学図書館の司書職員である。

このような実情から、大学図書館専門職員の養成については、当面の応急の対策として次の諸措置が講じられることが望ましいと考えられる。

- (1) 図書館法に基づく司書講習においては、講習実施大学が、上記の諸事情等を考慮しかつ受講者の必要に答えて、大学図書館や専門図書館関係科目を新設するかこれらの図書館の現場の見学、実習を加味するなどの措置が望ましい。
- (2) 司書養成の課程をもつ大学にあっては、特別講義・見学・実習などの方法によって、学生の要求に応じるとともに、教育と研究の両面にわたり、大学図書館経営の理論・技術などについて、開発・充実の措置を大学自体としてとっていくことが肝要である。

以上は、大学図書館専門職の一般的な養成事情に即しての当面の方向づけの一つの示唆であるが、こうした当面の措置にとどまらず、大学図書館専門職の養成にふさわしい本格的な養成制度を確立していくことが必要なことはいうまでもない。この場合、大学・学部における図書館情報学の履修者のみでなく、他の学部の専門分野の履修者や学力経験に富む図書館員も大学院において高度の図書館情報学の研究を行うケースも当然生ずることが予想されてよい。また、司書の専門性についても主題別による専門の司書も大学の研究教育の特質から当然養成されなくてはならない。主題別の専門司書の養成は今後の大きな課題となるべきである。このほか大学図書館専門職員の質的向上を図る方法として現職教育や研修の方法がある。現状ではむしろ、この方法によって、大学図書館が必要とする専門職的知識・技術を職場において養成し業務の向上を図っていくことが緊急に必要である。今後においては、大学図書館発達の趨勢から大学院課程における養成が実現されなければならないであろう。

図書館員の現場研修という観点では、かならずしも、いわゆる専門職・司書系職員にかぎらず、事務系職員についても、その業務の合理化・能率化を図り、職員全般の士気や見識の向上をも目ざす措置が必要であることはいうまでもない。しかしながら、これらの諸措置の現状をみると、望ましい大学図書館像の具現のためには、現職研修の方法を多様化し、その機会を拡大することが極めて緊要と考えられる。このことによって、図書館員全般にわたっての意識の向上にも資するところが少なくないと思われる。

一般に現職教育や研修には、次のような方法が在来なされてきている。

- (1) 各大学図書館自体で行う現職教育・研修。
- (2) 数館共同，ないしは，ブロック単位等で行うもの。
- (3) 文部省主催による短期や長期の研修。
- (4) 文部省主催等による海外研修。
- (5) 国公立大学の図書館の協力や日本図書館協会主催等による研究行事，企画等への参加。
- (6) 科学研究費，その他，研究奨励の制度の活用。

これらの諸方法の一つ一つについてみると、図書館員、ことに専門職員の研修に資するものは、まだかならずしも、活発ではなく、またその門戸は、むしろ狭きに失している。よって、各大学図書館当事者が、まずもって、年間あるいは年次の現職研修の計画をもつとともに、大学間の相互協力によってこの種の研修についてより計画的かつ積極的な活動をすることが大切である。そして研修対象は司書系職員と事務系職員の両方について、それぞれ適切なテーマや学習方法を用意して研修方法を計画し、大学が独自でなしうるものは大学側で、また文部省がなすべきものは文部省で、積極的に具体化する必要がある。この研修の必要は人事異動等の少なくない管理職については異動当初の時期の実施を図るとか、若手職員や小規模大学にも必要な研修の機会を与えるなど十分に検討を要することである。これらを要するに、文部省においては、大学図書館に対する学内外の期待にこたえしめるために、とくに上記の(3)(4)(6)の諸方法等をさらに充実するなどの措置をとることが必要である。また旅費等への措置などきめ細かい配慮が必要なことはいうまでもない。

## 2. 図書館職員の待遇

いうまでもなく図書館の業務の中心をなすものは、資料の選択・分類・目録・閲覧・貸出・参考業務・諸調査など、余人をもってかえがたい専門的な内容をもつものであり、したがってこれらの業務に従事する司書系職員は、基礎教養のほか、できるだけ深い専門的な知識を必要とし、また、職場内においても、常時、研究的・開発的な発想や態度でことを処理しなくてはならないものである。

ところで、これらの諸業務を遂行する能力・資質は一般職の場合とは異なっているので、こうした業務の実態に即した待遇が当然考えられるべきである。従来、この点から、司書系職員の待遇を一般職に比して手厚くする必要が説かれてきたが、その成果はまだ具体化されていないのが

現状である。図書館の改善・拡充の必要性は認識されているものの、その実があがっていないのは、待遇面での問題がひとつの大きい障害となっていて、そのため有能な人材の吸収ができない結果となっている。

その待遇の現状をみると、司書系職員の優遇としては、一般職に比して、昇格に極めて僅かな配慮がなされていること、部課長制の実施拡大に伴い、司書系職員が登用される道が若干拡大されつつあること、などがあるにとどまる。ところで、この種の方法では、高度の専門的能力をもつ者の待遇策としては十分ではないのであって、管理職という系列とは別に、専門職として、上級のランクまで昇格しうる道が講じられなければ、専門職の制度的な確立は期しがたい。ここに司書職制度確立の要請が、昭和30年前後から、大学図書館関係者の間で、いろいろな形で検討され、また、国立大学図書館協議会その他日本学術会議をはじめとする諸機関で同じ要請がしばしば繰り返されてきたゆえんがある。

今日、この問題は大学図書館充実の根幹をなす最重要事というべきで、関係当局の適切にして緊急な措置が望まれる。

なお、大学図書館の管理職を司書系と位置づけるか、一般職に位置づけるか、両者にわたりうる性格のものとするかについては、欧米の大学図書館の事例等をも十分に参考にしつつ、わが国としての望ましいあり方を、積極的に生み出してゆく研究や動向が生じてこなくてはならない。これまたきわめて重要な課題である。

### 3. 専門職制の確立

大学図書館の専門的業務にたずさわる司書系職員は、現在は一般の行政職の中に含まれているが、これをその業務の特質に応じて一般職からきり離し、いわば司書職という独自の職種として制度化する必要は、上記のように、国立大学の中では昭和30年ごろから具体化し、さまざまな案が検討されてきたのである。本協会の第一次報告においても、また、昭和48年11月のアンケートにおいても、全大学図書館の当事者や関係者がこの点について強い要望を表明している。

このような諸要請の流れの中で、国立大学図書館協議会では、昭和39年に「司書職制度に関する特別委員会」を設け、司書職制度化の問題にとりくんできたが、その結果、昭和45年に、大学図書館司書官制度案を立案し、文部省その他関係方面へ訴えるところがあった。

この案の骨子は、司書職の職務内容を一般職と教官職の両者の性格をもち、その中間に位するものとしてとらえ、とくに司書官という職種を新設してこれを、一般職の5等級以上に位置づけ

て独自の職種として確立し、この司書官の等級を1級司書官・2級司書官・3級司書官の3段階に分ち、1級司書官は、教授相当、2級司書官は助教授・講師相当、3級司書官は助手相当とするところにある。今日、国立大学の職員制度については、附置研究所等における技官等の技術者で、高度の学識・技術を必要とするものために、独自の専門職制を設ける必要があるなどの論議が高まり、検討されつつある。そこで、このような諸状況とも考え合わせ、大学の機能の高度化のため、一般職・教官職・教務職員等の在来の職種のほかに、実際の業務の特殊性・専門性に対応する独自の職種を確立することについて、文部省その他関係諸省庁が、積極的にとりくむ時機にきているように思われる。大学全般の改革・脱皮が総点検されつつある動向の中からも、この種の要求について関係者が広く意見を交じえあい、その実現を強力に推進することが緊要である。

## 第 III 部 大学図書館が当面する諸問題

### 第 1 章 大学図書館の管理・運営

大学図書館の管理・運営については、第一次報告中「I 大学図書館の組織・機構と管理・運営について」の章で、その全般的な問題点が展望され、かつそれらの改善方法の示唆等がなされているが、これらの記述は、基本的には今日もなお十分留意さるべきことと思われる。すなわち、その中では、まず「1. 大学図書館の基本的目的」の節で、大学図書館の基本的目的について「大学図書館と大学の研究・教育とは、相互に規定しあい、相互に組織的に連繋し合う関係にあり、その意味で大学図書館は、大学の基本的目的である学術の研究および学生の教育に対し、決定的に重要な意義を持つ」と述べて、大学図書館のあり方を大学全体のあり方との関連の中で性格づけ、図書館の機能をとおして大学の教育と研究に対して果たすべき役割の重要性を強調し、以下、機能の多様化、国際的水準への近代化、従来の図書館改革の動向、大学図書館の実態調査、組織・機構の問題点、中央図書館と部局図書館、総合図書館の現状、組織・分掌規定について、図書館業務と図書館職員の特質と処遇、図書館における学習効果の改善、利用者とともに学生への奉仕、集中管理の問題、人員不足、機械化、取書方針、蔵書分類等の各小節を立てて、大学図書館の問題点をも点検しつつ、かつ、大学図書館改善の方向を見極めながらその管理・運営の基本的問題が広く論じられているのである。

この第一次報告が発表された昭和45年以後、国立大学図書館の領域では、国立大学図書館協議会が、「新しい大学図書館像」について数年続けて研究を重ね、その成果を逐次発表するなど、大学図書館のあり方についての重要な研究的業績が発表され、一方、大学図書館自体も、国・公・私をとおして学術・文化の発達や大学改革の潮流等に呼応しつつ、さまざまな新しい開発の姿を示し、さらに、大学図書館についての行財政上の措置も相当の改善の歩みがなされ、また国際的な交流も従来に比して活発となるなど、大学図書館の実際的な発達のあとには、見るべきものが少なくなる。しかし他面、あたらしい事態の進展に応じた管理・運営上の問題も生じつつある。いうならば、大学図書館は、今日の大学改革・改善の急速な進みの中で、関係者が慎重かつ勇気をもって、その望ましい管理・運営の体制や機能を確立・強化していくべきときに致っているとと思われる。

以上のような、数年来の動きと、図書館特別委員会が去る48年に実施した大学図書館について

のアンケート結果等をふまえるとき、第一次報告であげられた管理・運営上の諸点は、今後もおお、追跡・検討さるべきものと思われるが、以下には、当面の大学図書館の動向にかんがみ、とくに、重要と思われる数点をとりあげて、これに若干のコメントを付することとした。第一次報告と第二次報告の全体を通して、これらの趣旨を生かし、大学図書館の管理・運営の着実なる前進が実ることを期するものである。

## 1. 大学運営における大学図書館の位置づけについて

大学図書館が、もし、慣行化されている管理・運営のしかたを踏襲するにとどまるとすれば、それは、激動する大学教育の進展に対して、その存在意義を失墜しこそすれ、その存立を主張することは、むしろ、困難といわなければならない。そこでは、機構の整備を行政当局に要請することとあわせて大学図書館員自身が、大学教育についての積極的な意識をもって日常業務をはじめ、その経営様態の改善にとり組むなどの活動が起こっていなければならない。他方、大学自体としても、大学図書館を、図書館まかせにしておくといった類のことでなく、これを大学経営全体の中に意図的・計画的に位置づけ、その改善に、短期ないしは長期の確たる計画をもってあたるなどの措置が必要である。実際のところ、大学教育の急速な変貌の中で、これに即応した適切な対応策を具体化しえないままで、苦悩している大学図書館もあろうかと思われる。このほか大学図書館のあり方は、情報諸媒体の多様化かつめまぐるしい速度での発達や、研究・学習の方法の変化などに対応して、変化が要求されており、また大学図書館経営の背景をなしている在来の図書館学にしても、情報諸科学の近年のいちぢるしい発展に伴って変化しつつあるのが現状である。大学図書館の管理・運営は、その実質の変貌や、図書館学・情報科学など図書館経営についての諸科学の進歩なども深いかかわりをもっており、こうした諸般の発達・変貌の中でこそ、大学図書館の望ましい像が描き出され、具体的な改善案が着実な実施に移されていくべきものであろう。そしてこのような着実な働きかけがあってこそ、大学における図書館の位置づけも、空虚な美辞麗句でなくして、実効のある具体的な機構や組織として確立され、これにふさわしい活動がみのもってくると思われる。

以上のようにみてきたとき、今日はまさに、大学自体と大学図書館自身とが、そのおかれている現状に即して、大学の研究と教育のための資料・情報の組織化や利用について総点検を行い、管理・運営の基本的方向づけや方針を確立することが必要である。大学によっては、すでにこれらの点に着手し、実施してきているところもあるが、全体としてみると、かならずしも、すべ

ての大学にこのような動きが現にあるとはいいいがたい、すべての大学および大学図書館において、大学図書館管理運営の基本方針の確立とその具体的前進の実があることが望まれる。このような具体的営みの中で、大学における大学図書館の位置づけが確立されていくべきものである。

## 2. 人事管理について

以上のような根本的な経営・体制の確立をはじめ、各般の経営内容の改善には、適所に適材をうるものが肝要なことはいうまでもない。

ところで既往を顧みるとき、館長の選任方法やその館長としての活動のしかたは、大学図書館そのものために最適であったであろうか。部・課長等の管理職の人事は、適材・適所といいきりうるものであったであろうか。その他、専門職の配置、一般事務系職員の配置は適切であったであろうか。いま、あえてこのような問いをもって、過去の事態を想起するとき、そこには、人事管理上、かならずしも、すべてが適切であったといいきりがたい面もあった。

欧米の先進の大学図書館の人事制度をみると、長い歴史の過程の中で曲折をへつつも、大学図書館の人事は、専門職ないしは、図書館経営についての専門的見識・経験・技術・資格を重視するしかたになってきていることは周知のとおりである。さて、わが国の大学図書館人事は、近年、面目を改めつつある観があるが、さらに、一步進めて、以上のような反省の眼をもって今後に臨み、また欧米の大学図書館の事例をも参考としつつ、大学当局が、十分な配慮をもってこのことをとり扱う傾向が、よりいっそう高められることが重要な課題である。ことに管理職をどのような職種と関連づけるのか、いかなる人を任用すべきか、専門職制をもって改善に当てる構想を含めて慎重な検討と改善が図られるべきである。

## 3. 人事交流について

大学図書館における部・課長制の拡大や、専門職の必要の増大などの傾向に伴い、大学図書館間の人事交流は、最近、次第に頻度を多くしつつある。一般に人事交流は、経営の老化・停滞、マンネリ化などへの対策として必要な措置であり、人事交流によって職場と当事者たちに活気をもたらす効果も少なくない。大学図書館は、在来、むしろ人事停滞のそしりをうけることの多いところであっただけに、また近年の大学図書館は、経営の改革が随所に起こりつつあるときだけに、人事交流の必要性はまことに強いものがあるといわなければならない。

については、各大学当局においてはもちろんのこと、文部省としても、上記、2の趣旨にも照ら

して、各大学図書館の特質を生かす効率の高い経営と活気ある運営のため、人事交流計画を積極的に実行することが望まれる。今後ますます重要となる基本的課題である。

#### 4. 中央図書館と部局図書館の関連について

大学図書館は、実際上は、中央図書館・分館・部局図書館およびこれに準ずるものの総合体である。この総合体が何らかの形で中央での集中的管理体制にある場合と、分散管理の体制にある場合が現にあって、いずれの場合も中央図書館と各部の図書館との関連は、むつかしい問題をつねにかかえている。そのうえ、キャンパスを異にする立地条件の場合は、中央図書館と各部局図書館との関係は、いっそう厄介な問題をもつのが現状である。さらに、今日、情報化社会といわれる情報洪水の状況の中で、各大学図書館は他の大学図書館と、より広域的な相互協力がますます必要となっているが、この動向に照らしても各大学内での各個の図書館の相互連携・協力は、きわめて緊要な事態となっているというべきである。

もともと大学図書館は、多数の専門図書館の総合体の性格をもち、各部局図書館はその学部・研究室等の特質に密着した自主的な運営をしつつ、他面で全学的な協力等を中央図書館が中心になって行ってゆくの、実際の運営の姿である。中央図書館がかりにも部局図書館を軽視することがあってもならず、また部局図書館が独善的、閉鎖的となっても好ましくない。要は両者がつねにより連絡協力の実を挙げて、相互に業務・人事等の具体的改善を図っていくことが大切である。中央図書館と部局図書館との関係については特に大規模の大学と小規模の大学との間ではそのあり方に実際上相違があり、また、キャンパスの立地条件などによっても一律にいかない面もあるが、しかし、在来、大学全体としての学術情報の流通・利用のしかたがバラバラであったなどの難点もあったことなどにかんがみ、基本的には、学内の大小の図書館機能が一体となった全学的有機的な働きを実現していくことが必要である。この目標をめざして、従来の各図書館機能のあり方を点検し、改めるべきものについてはこれを積極的に改革していくことが必要である。

については、各大学図書館の当事者は、内外の大学図書館の発達の実情等にかんがみ、中央図書館と各部局図書館等との有機的関連の形成について積極的に検討し、改むべきものは改めていく勇断が望まれよう。このような各大学の努力を背景にしてこそ、各個の大学図書館をつらねるさまざまな形での大小の地域にまたがる相互協力体制が築かれていくことが期待される。これまた焦眉の急務というべきものである。

## 第2章 大学教育と大学図書館

大学における教育と図書館の問題については、昭和45年6月に公表された第一次報告「大学の研究・教育に関する図書館の在り方とその改革について」において、その基本的な問題点の指摘と改善策とが示されている。すなわち、同報告書のⅡ「大学図書館における研究・教育について」においては、まず、「研究・教育に対する大学図書館の使命」が述べられ、次に「基本問題について」において現在の大学図書館にみられる基本的な問題が論じられている。特にここでは、大学における一般教育と専門教育との在り方に関し、問題点の指摘がなされ（なかんづくこの二つの教育を機械的形式的に分離する考えに対する批判）、改善のためには大学図書館自体も、狭義の研究と教育に資するにとどまらず、いわゆる「総合的教養」の向上に寄与すべきことが説かれている。そして最後に、大学の改革と並行して、大学図書館の改革が必要であることは当然のことながら、理想に走りすぎて現下の改善がおろそかになることは許されないとの見解のもとに、教育のための大学図書館の改善策の具体的な例として、6項目より成る改善策が提示され、他方、研究のための大学図書館の改善の必要性についても言及されている。

以上が第一次報告中の「大学図書館における研究・教育について」の骨子であるが、その後本協会は、昭和47年5月および48年11月の2回にわたって、全国立大学に対しアンケートによる調査を実施した。その第二回の調査は、上述の第一次報告全般にわたってのアンケート調査であり、その結果は、「大学図書館改革に関するアンケート集計報告」として、本年1月に公表されている。

### 1. 集書方針について

アンケート調査は、AからEまでの5つに大別されているが、Eは大学図書館の集書方針についての調査である。すなわち、調査16（E-1）は、「貴館では、現在一般的な教養図書をどのような方法で選択・購入されていますか」として、誰が、どのような方法で、どの予算から、年間何冊くらい、年間何円くらい、という5つの問いを發している。

(1)誰が に対しては、教官（の推せんまたは希望）24、図書選定（小）委員（会）23、図書館職員、学生（の希望）19、図書館8、館長7、図書委員（会）4、図書館運営委員（会）3、担当教官、事務職員、司書（会）、閲覧係、運用係長各1、であった。（ただし、選択者が複数のばあいがあることを念頭に入れておく必要がある。）選定者は、教官・図書館員・学生の三者がその主体

であり、かつこの順序でより多く関与していると推察される。

(2)どのような方法で に対しては、その集計10以上のものを掲げると、教官（の推せんまたは希望）21、学生（の希望）21、目録、カタログ、書評13、図書委員会12、となっており、ここは一段と教官および学生の意向が重視されていることが察知できる。

(3)どの予算から に対しては、（学生）図書購入費35、一般教養図書費13、図書館図書費12、文部省配当予算10、となっている（10未満は省略）。

(4)年間何冊くらい に対し、5校以上の回答があった所は、601～700冊6、1001～2000冊13、2001～3000冊9、3001～4000冊5であって、あとは1000冊まで100冊きざみに分けた10段階の多くは、それぞれ4校平均という結果をみせている。

(5)年間何円くらい に対し、5校以上の解答があった所は、100万円未満20、101～200万円20、201～300万円14、401～500万円5、1001～2000万円7である。

ただし、以上のアンケート結果をみる上で注意すべきことは、設問にいう「一般的教養図書」の受け止め方が、注が付されているにせよ、さまざまであろうことである。これを狭義にとるか否か等により、その内容に差異があることを認識しておく必要がある。

## 2. 「基本図書」について

調査17（E-2）は、「大学図書館で学生の学習のため基本的な図書を計画的に集成し利用に供するしかたについてどうお考えでしょうか」とのアンケートであるが、もしそのような基本図書リストが作成されたと仮定するとき、それをどうみるかの問いに対して、採用する23、リストを見た上で考慮する47、と圧倒的に関心が強いのにに対し、採用しないのはわずかに1、リストだけを適当に利用する2、という結果になっている。これは明らかに、各大学図書館が一般教養図書の選択方法に困難を感じているあらわれといえよう。

この「基本図書」の新しい着想は、比較的最近のことなのであるが、これについて一言触れておきたい。ただし、以下述べる解説は、基本図書の一つの在り方であって、概念の点でも、また具体的な構想の点でも、今後各大学においても検討されるべきものと信じるものである。むしろ、良書推せん方式に対する批判的意見についても検討を要することはいうまでもない。

アンケート調査の注においても述べてあるように、「ここでいう基本図書とは、日本および外国の古典の中から特に大学の学生にとって必須と思われるものを厳選したものであります。これは現在学生の学習用図書の購入が、ややもすれば新刊書に追われ、古典的・標準的なものが後回

しになり欠落している傾向があるので、これを是正するためにもうけようという案」である。一応この文章から、基本図書の内容は理解できようが、これですべてが判然としているともいえまい。たとえば、文中の「古典」の一語をとっても、古典とは何かという一事についても、これまた多様な定義づけが可能と考えられるのである。

この概念規定の問題のほか、この基本図書の対象は誰かの問題もある。これも一応学部学生を対象にする考えがほぼ中心的であるが、これも今後の検討にまきたいと思う。

また、この基本図書のリストが作成されたばあい、それは固定したものと考えず、一定の年度（たとえば5年毎）に再検討するのがよいと思われる。

また、自然科学のような、テンポのきわめて早い分野の基本図書の選定は非常に困難を伴うと思われる。学問の性質により、そこには困難な問題があると予想される。

しかし、大学基本図書の構想は、諸方面の協力があれば、必ずしも実現不可能ではあるまい。そしてくり返し述べるならば、この構想は、硬直的ではなく、あくまで弾力的に追究されることこそ、最も重要と信じるものである。

### 3. 大学図書館の教育的機能の整備・充実について

周知のように、旧制度下の大学は最初から専門教育を施したのに対し、新制大学は一様に一般教育課程を設けている。さらに近年の傾向として、一、二年生に対するゼミナールの増加がみられる。当然学生は課題学習に取り組まざるを得ず、さらに自主的な研究にも進むのであるが、その際最も依存し活用せねばならないのは、基本的な参考文献が整備した大学図書館である。具体的には、中央図書館、部局図書館の重要な機能の一つとして、学生の学習への奉仕をめざす学習図書館サイドの充実が強く期待されるのである。その前提として、教官が研究者意識に劣らぬ教育者意識を持つことが特に要請されるのである。研究図書館サイドの改革も必要であるが、同時に学生の興味、能力、その他、学習方法の多様化等の実情に対応する大学図書館の教育的機能の整備・充実が図られなければならない。そして、この点の改革は、新制大学の伸展の成否にかかわる問題であるといっても、過言ではないのである。

### 第3章 学術情報体制と大学図書館

大学図書館が大学における研究・教育の基盤をなすものとして重要な責務を担うことはいうまでもないが、それとともに一国の学術研究の基礎としての重要性をもつことも忘れることはできない。近年、学術研究のいちじるしい発展にもなあって、その成果は学術情報の爆発的な増加となつて現われている。これらの多種多様かつ大量の情報を有効に利用し得るような処理・流通の体制を整備することは、学術発展のために緊急のこととして各方面の関心をあつめ、調査研究がなされている。たとえば、この数年来、日本学術会議や科学技術会議から勧告や報告が提出されているが、とくに最近注目すべきものとして、(1)学術審議会学術情報分科会の報告「学術情報の流通体制の改善について」(昭和48年10月)、(2)科学技術情報懇談会の「科学技術情報の全国的流通体制の整備に関する中間報告について」(昭和48年8月)、(3)文部省大学学術局の「昭和48年度大学図書館改善協議会報告」(昭和49年3月)が挙げられる。学術情報の処理体制に関する現状とその問題点、さらに将来像に向けての諸方策は、これらの諸報告によってほぼ尽されていると考えられよう。報告の作成に当って、現時点で求められる最高の英知が結集されていると考えられるからである。したがって、「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革」について調査研究するにあいには、上記諸報告の述べるところを慎重に考慮すべきことはもちろんである。

今日、大学図書館の果たすべき役割は時とともにその領域が拡大され、たんに大学における研究・教育に資するばかりでなく、すんで学術情報を提供するとともに、各種の機能を総合的に管理運営し、さらに図書館資料の増加に伴い、保存図書館の機能をもつことも期待される現状である。一般に、図書館の任務は、図書館資料の収集・整理・保存・利用にあるとされているが、かつては図書館資料が唯一の情報の担い手であったことを考えると、図書館資料という言葉は学術情報とおきかえれば、図書館改善の目指すところはそのまま前記諸報告の目標と一致するものと解される。したがって、学術情報の処理体制の改善はすなわち図書館の管理運営の改善であるとみなすことも可能であろう。しかし、現時点において新しく学術情報の処理体制について調査研究し、とくに将来像を画こうとするにあいには、現実に存在する図書館を忘れて議論を進めるおそれが必ずしもないとはいえないように思われる。学術情報処理体制に関する前記諸報告の傾聴すべきことはもちろんであるが、現存する大学図書館としては、これらにすべてをまかせるというのではなく、さらに独自の歴史的経験や実績に立った検討を加え、学術情報体制の重要な一環

を担うものとして、よりよい体制の実現を期すべきであると思われる。以下に、上記諸報告の述べるところの要点を大学図書館との関連において略記しよう。

## 1. 学術審議会情報分科会報告

この報告では、学術情報の蓄積と流通の国レベルの拠点として、必要な学問分野ごとに学術研究資料館（以下「資料館」という）を設置することを提案している。この「資料館」を中核として第1図書館システムと第2図書館システム（以下「それぞれ第1システム」および「第2システム」という）が形成される。第1システムは大学図書館、文献センター、専門図書館を構成要素とする全国的なネットワークで、在来のままでの情報流通体制である。すなわち、個々の図書館では文献資料の収集・整理・保管・利用が、従来どおり行なわれるほか、全国の図書館の間で相互貸借・複写提供・分担収集などの事業が行なわれ、さらに新設される「資料館」はいわゆる「図書館の図書館」としての機能をもつというのである。これに対して、新しい構想として提案される第2システムは第1システムでは応じられないものを“電子計算機および通信回線を中心として応じよう”というもので、二次情報源の高次利用、すなわち、各所で作成される二次情報の磁気テープ、ディスク等を使用して、主題別、研究グループ別のサブ・ファイルを編成し、SDI (Selective Dissemination of Information, 情報の選択的提供) あるいは遡及検索サービス等を行うものである。このため、「第1システム」の特定の「資料館」に学術情報処理用の大型電子計算機システムを1組設置し、これと利用者側の端末装置を結ぶ。必要に応じサブ・センター（「資料館」の支所あるいは特定の大学図書館に設ける）を設置する。第1、第2の両システムをまとめたものが総合システムを形成するのであるが、第1システムは漸次第2システムに移行させるとというのが学審分科会の構想である。

## 2. 科学技術情報懇談会の中間報告

これは、いわゆる NIST (National Information System for Science and Technology, 科学技術情報の全国的流通システム) の整備に関するものである。NIST は総理大臣の諮問第4号「科学技術情報の流通に関する基本的方策について」に対する科学技術会議の答申（昭和44年10月）においてはじめて提起された構想であるが、上記中間報告は、NIST 整備計画の全体の構想および実施方策の完成の途上において緊急を要するものと考えられる課題についてまとめている。しかし、NIST では“人文科学のみに係わるものを除く科学技術”に関する情報を対象とす

るという基本的な設定があるために、大学図書館の立場としては重大な欠落部分があるものと考えなければならない。とくに、大学図書館における利用者の要望が人文社会科学方面と自然科学方面とで本質的とも見受けられる相違の認められる現状では、NIST 構想に大学図書館を全面的に組み入れることは到底不可能と考えられよう。

### 3. 昭和48年度大学図書館改善協議会報告

以上、「学審情報分科会報告」および「科学技術情報懇談会中間報告」のいずれもは、情報流通の体制を理路整然と構成するもので、いわば未開の荒野を開拓して理想的な新都市を建設しようという趣きがある。したがって、図書館はその都市計画の要所を占めるとはいえ、図書館そのものについては立ち入った議論はなされていない。これに対して「大学図書館改善協議会報告」は、大学図書館がかかえている諸問題を当事者が現実の問題としてとらえ、これをいかに解決していくかという立場がとられている。もちろん、目指すところは終局的には上記二報告の志向するところと異ならない。しかし大学図書館の立場からその改善をはかるといふ意味で、この報告は図書館特別委員会の調査研究の態度にとくに密接な関連があるものと考えられる、したがって、以下の二つの章をまとめるに当って、この報告を参考にすることがきわめて大きかった。

## 第4章 大学図書館の国内レベルでの組織化

大学図書館のサービスへの期待は、いままでとは比較にならないほどの勢いで、量的に増大すると同時に質的にも高度化されてゆくと思われる。一方、個々の大学図書館の能力は、それほど勢いで増強するわけにはいかないのが実情である。そこで、大学図書館間の「相互協力」によってこの困難を打開していかねばならない。従来、相互協力が全くなかったわけではないが、この際これを画期的に強化する必要があるだろう。具体的には、何らかの意味の「ネットワーク」を構成する方向への組織化や、ひいては比較的利用度の低くなった図書資料を集中して保存する「保存図書館」、およびはじめからある種の図書資料を共同で収集利用するための「共同利用図書館」の構想が浮かびあがってくる必然性があるといえる。

### 1. 相互協力

図書館相互間の協力は、図書の収集・整理・保存・利用などの各方面にわたって強力に推進しなければならない。また、そのための一般的な条件として、各大学内での中央図書館の総合調整機能の強化と、学内における資料所蔵配置の適正化を図るとともに、相互協力団体（協会・協議会等）の活動を推進する必要がある。

- 利用面での協力には、相互利用・相互貸借・複写利用などの形態がありうる。これらを円滑に、かつ迅速に行いうるようにするため、各種総合目録を整備し、文献複写サービス体制を充実しなければならない。
- 収集面での協力としては、購入の調整（分担収集）と共同購入が考えられる。それぞれ、制度・予算・情報処理について大きい問題があるだろうが、これによって得られる効果もまた大きいものと期待される。
- 整理面での協力としては、集中目録サービス（印刷カード・電算機打出しカード）の改善と推進、共同目録作業等の推進を図るべきである。
- 保存面での協力については3の項目に述べる保存図書館のほか、分担保存の方式も考えられる。また、これに関連して資料のマイクロフィルム化も検討すべきである。
- 参考業務面での協力のためには、各館での参考業務要員の確保、その教育研修、参考図書の充実をはかるべきである。

これら専門業務の各方面での協力のほか、各種会合や要覧・館報・内規集・利用案内などの印刷

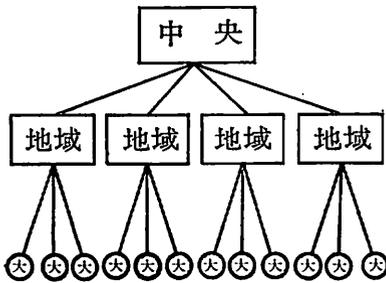
物による情報の交換，基準・規程・調査統計等の標準化，職員の採用・研修・交流・交歓，建築に関する知識経験の伝達，電算機の共同利用ないし利用面での協力など，一般業務の各面での協力も大いに推進すべきである。

なお，国立国会図書館，日本科学技術情報センター，各資料館等の大学外機関の利用も推進すべきであるが，一方4に述べる共同利用図書館とも関連して，「図書館のための図書館」といった性格をもつ国立中央図書館を創設することは，相互協力を促進するうえにも大きい効果が期待できるものと思われる。

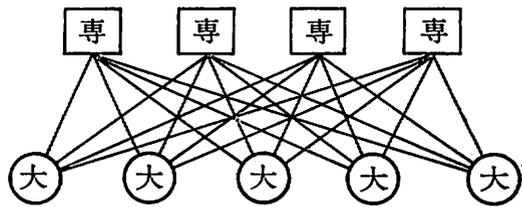
## 2. ネットワーク

上記のような相互協力を推進するにあたって，何らかの意味のネットワーク（網の目構造）を構成することが必要となってくるであろう。

具体的なネットワークの基本形としては，図(a)のような「木構造」がまず考えられる。すなわち，中央に「全国の中心」を置き，地域ごとに「地域センター」を置いてこれを全国の中心に結



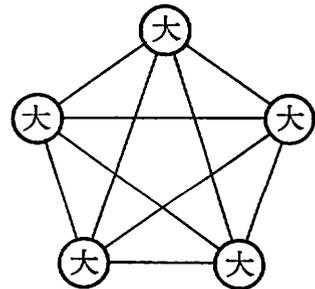
(a)



(b)

ぶ一方，各大学図書館はそれぞれの地域のセンターに結ばれるという形である。この構造の特徴は，木の枝のように分岐してゆくだけで，逆にいうと，ある要素の「上位」の要素は1個だけだという点にある。

この形のほかに，おそらくはこの形に重ねて，(b)図のようにいくつかの「専門図書センター」を設けて，各大学図書館がそれと直接結合されるという形も可能である。



(c)

各大学図書館が，それぞれある専門分野についての専門センターを兼ねるような分担方式をとるならば，(b)は実質上図(c)のような構造と同じことになる。

いずれにしても、このネットワークを構成する各要素間の情報ないし資料の流れは、両方向にちょうど釣り合うなどとは考えられないので、定量的な意味での「互恵互助」とか、単なる「好意」による協力とかいった考え方は、比較的低い水準のところで行きづまることは明らかである。したがって、このようなネットワークが円滑に作動してその効果をあげるためには、予算・定員の配分に格段の配慮が必要である。

### 3. 保存図書館

図書資料の利用度には高低の差があり、同じ図書でも時が経つにつれて利用度が次第に低下するのが常である。利用度の高い資料と低い資料とを分離して、前者については検索利用の高能率化を図り、後者については空間利用の点で経済的な収納方式に切り換えることは、これからますます重要な課題となってくると思われる。

利用度の比較的低い図書資料を経済的に収納する設備は、各図書館ごとに「保存書庫」の形で実現することも可能であり、近代的な図書館ではこれを持つものも少なくない。

複数の図書館が共同で利用できる形にこのような施設設備を作る場合は、これを「保存図書館」と呼ぶ。

保存図書館の運営方針には、大きく分けて次の二つが考えられる。

- 貸し棚方式——寄託された図書を、寄託者ごとに別々の棚に収納し、それぞれ寄託者の責任のもとに管理・利用に供する方式。
- 統合方式——図書は移管を受けて再整理を行い、点検し、その統合目録を作るなどして、一つの図書館として管理し、利用に供する方式。

また、この両方式が同一の施設の中で併用される例も少なくない。

保存図書館は、2で述べた図書館ネットワークの中の一つの要素と考えて、「地域センター」または「専門図書センター」と近接し、あるいは合併して設置するのが適当であろうが、その具体的な立地および運用は、十分な費用—効果分析を経て決定すべき事項であると思われる。他の目的のセンターと合併した形で保存図書館を考える場合には、特に両目的を明確に区別し、それぞれに適合した設備と運営方式を用意するようにならなければならない。従来の多くの図書館に見られるように漫然と多数の蔵書をかかえるだけでは、費用と効果が釣り合わなくなるおそれが多分にある。

2の図(c)に対応して、「分担保存」の方針も考えられるが、その場合でも、その分担する分野

に関しては、上記の保存図書館に準ずる責任を果たしうるように当初から計画すべきである。

#### 4. 共同利用図書館

相互協力の拠点となる国立のセンターを、中央およびいくつかの地域に設置することは、2の図(a)のネットワーク構造のためには必須であり、かつ一般に相互協力の促進に大いに寄与するものと期待される。

これらは「図書館のための図書館」として収集・整理・保存・利用等の全分野にわたって中核的な機能を果たし、情報流通の効率の向上に絶大な貢献をなすことであろう。

全国的な共同利用図書館のすぐれた例としては、アメリカの議会図書館・国立医学図書館・国立農学図書館、イギリスの国立貸出図書館がある。わが国でも、科学技術会議の NIST 計画、学術審議会学術情報分科会の研究資料館構想など、このような方向をめざしての諸計画が提案されている。

学術全般を扱う一つの機関を作るにしても、分野別に複数個の機関を作るにしても、一般にこの種の共同利用図書館は、次のような性格を持つべきである。

- 完全に国立の機関であること。
- 学術資料、特に定期刊行物は、網羅的に収集していること。
- 原資料は原則的に貸し出さず、複写サービスを提供すること。
- 利用は必ず大学図書館を通じて行うこと。
- 利用料金は安く、申込手続は簡易にし、通信伝送手段は最新の技術を駆使して迅速化をはかること。
- 二次資料の整備、所蔵目録の作成配布など、利用促進の基礎条件をよく整えること。

なお、この種の機関は巨額の費用を要することは明白であるので、収集の範囲をはじめとして運営の各方面にわたって、全国的な資料蓄積状況ならびに要求状況の実態把握と費用—効果分析にもとづく周到な将来計画を立てて進む必要がある。

## 第5章 大学図書館の国際協力・交流

### 1. 図書館業務の国際協力・交流

#### (1) 図書館資料の収集

一国内における図書の分担収集組織には、第2次大戦中に計画され1948年業務を開始したファーマントン・プランや戦後のセンター・フォア・リサーチ・ライブラリーズ<sup>(1)</sup>の試みがあり、さらに国際間における収集の面では米国議会図書館のシェアード・カタログ計画<sup>(2)</sup>の強力な展開のようなものがある。(いずれもアメリカ合衆国)。日本においてもこのような試みは計画されているが、なお実現は今後の問題である。今後の方針としては国内的・国際的に、最初から計画的なネットワークを構想してそれにもとづいて進める必要がある。その場合、注意しておくべき根本的な点として①網羅的・総合的な収集の方式と主題別・専門分野別の収集方式等とをどのように組みあわせるか、②文献資料の収集と磁気テープのかたちでの情報資料をどのように組みあわせるか、また、③資料の収集センターとそれらを利用者に提供するための窓口等をどのように結びつけるかなどの点が重要な課題となるであろう。さしあたっては、①国立国会図書館と米国議会図書館との間に行なわれているシェアード・カタログ計画の検討 ②各大学間で行われている資料交換の調査 ③MARC II・テープ<sup>(3)</sup>利用と活用の研究などが取りくまれるべき課題である。

現在、各大学間で行なわれている文献の交換・複写の相互協力または文献情報の交流の機能の拡大は図書館としてすみやかに実現しなければならない問題であるが、上記の全体的なシステムの研究計画の線にそって進めなければ十分な効果は期待できないので、現状にそって詳細にかつ丹念に研究されるべきであろう。

#### (2) 業務上の措置

図書館業務の必要な連絡は様々のレベルで随時行われているけれども、現状では各図書館の

---

注 (1) 1949年3月4日にシカゴに設けられた中西部インター・ライブラリー・センターが1964年に拡大改組されたもの。

注 (2) 第2次大戦後アメリカの議会図書館は各国の国立図書館の収集した図書館資料をその目録情報と一緒に入手する計画を作った。現在、その収集範囲は日、英、独、仏、伊等9か国に及んでいる。

注 (3) 議会図書館がその収集した資料の目録をコンピューターベースに作製したもの(MARCとはMachine Readable Cataloging(機械可読目録)のこと)。それは米国内や国外の主要図書館に頒布される目録情報であり、それからカード目録に打出すことも可能である。

能力と熱意とによって非常な相違がある。特に国際間の場合、語学の障害があるので容易でないことは当然ともいえる。これを解決する方法としては、①各国々に連絡の窓口を設けてそこから国内の各大学図書館に情報を流す方法、さらには、②世界のどこかに連絡のセンターをつくりそこから情報を流すなどの方法が考えられるが、この場合、ユネスコやIFLA（国際図書館協会連盟）との関係の調整が重要な課題となるであろう。そのような方式と別個に③現在すでに有力な図書館と図書館との間に設けられている現実的な連絡のルートも尊重されなければならない。特に大学が相互に姉妹校となっているような場合も次第にその数をましてきつつあり、そのような個別的・歴史的事情は尊重するようにされてはならない。むしろ、こうした個々的な交流はより一層奨励さるべきであろう。しかし同時に、この点についても総合的相互連絡と主題別相互連絡などの上記のシステムの問題が解決されなければ結局のところ十分な展開がのぞめないであろう。

例えば建築施設に関する情報の国際交流については各国内の代表的建築雑誌があり、それを通じて情報が交換されているのが実情である。またアメリカではアメリカ図書館協会の本部に図書館建築に関する特別委員会やコンサルタント・グループが設けられており、日本にも日本図書館協会施設委員会があり、また国立大学図書館協議会にも、図書館建築にかんする調査研究班が作られた。しかし、日米両国をとっても両者の交流・協力はきわめて不十分であるので、各図書館が各個に視察・調査などの国際交流を行っているのが実情である。日本側としては先進国アメリカその他の諸国の個性的展開に対する積極的なコンタクトおよびそれらの国との情報の共有の努力が必要である。

職員研修上の協力については、従来日本はアメリカおよび西ドイツの好意によって相当数の図書館員を留学生及び視察者として送り出し、もっぱら外国の資金に援助されて学びとるという姿勢に終始してきた。今後は日本の資金によって留学生や視察者をおくる必要がある。そのためには日本の国際文化交流基金の中に、図書館学研究のための費目を確立する必要がある。本来、日本及び東洋の文献整理を中心とする図書館員の研修のために欧米その他から留学生を日本にむかえ、同時に西欧に学ぶ日本人を欧米に送り出すというのが国際交流の当然の姿であろうが、現状においては前者の比重はきわめて軽いと言わざるを得ない。

## 2. 大学図書館に関する研究情報の国際交流

### (1) 研究上の情報交換

現在、各国の図書館協会はそれぞれの図書館情報学の専門誌を刊行し、個別に相互に交換しているのが実情であるが、その質においても量においても国々には非常な相違がある。日本の場合、国力に対し著しく低い水準にあるといわざるを得ない。アメリカでは有力な大学はそれぞれ定期刊行物（月刊、その他）をもち、さらにはアメリカ図書館協会が年2回の総会において十分な研究発表を行い、またその結果などをまとめてすぐれた多くの単行書を刊行している。日本でもこの例にならい、有力な各大学は研究年報を出すことが望ましい。大学図書館協議会は数多くの専門的研究書の刊行を促すべきである。要するに現在では、日本人の論文の数が問題にならないほどすくないために、交流という意味をなさないのが実情である。論文の増加のためには図書館員の質的向上が急務であるが、そのためには有力大学に図書館情報学専攻の研究・教育の学科を設置し、また図書館員に日頃からレポートや論文を作成する習慣を与えることが必要であろう。図書館情報学の研究者及び研究者の資格を認められた図書館員の絶対数を大幅に増やさなければ交流にはならない。（なお、論文のすみやかな交換が船便よりも航空便によることを要求しているが、船便における米国のスミソニアン研究所の協力のような好意を、航空機会社の組織に対し要求することも必要なことである。これは図書館資料一般についてもいえることである。）

## (2) 研究者の交流・協力

戦後日本の大学図書館が、外国とくにアメリカの秀れた図書館情報学研究者の指導助言によって大きな示唆をえてきたことは疑いのない事実である。昭和20年代にはイリノイ大学の図書館長ダウンス(Downs)博士が日本の国会図書館の設立に力をつくし、また慶応大学に図書館学科を設けることについては、ギトラー(Gitler)教授の功績を忘れることはできない。昭和30年代に入ってから、東京大学の招へいで来日したハーバード大学副館長ブライアント(Bryant)博士の大学図書館への助言は示唆に富むものであった。ごく最近の例としては、48年6月に文部省に招かれて来日して、「日本の大学図書館について」という貴重な報告を寄せられたパーミンガム大学図書館長ハンフリーズ(Hamphreys)博士も、その一人である。他方、日本人で戦後外国の図書館情報学を学ぶ人々も少数ながら生まれてきた。45年5月に東京で開かれた第1回日米大学図書館会議は、このような交流を背景としたものである。この会議は第2回を47年10月、アメリカのウィスコンシン州ラシーヌで開き、さらに第3回を50年10月、京都で開かれた。

このような気運が生じてはいるものの、研究者の交流・協力はなおいちじるしく不十分である。

何よりもまず、日本においては図書館情報学研究者の数があまりに少ない。その実状からすれ

ば、先進諸国との間に対等の交流を行うことは到底不可能な状況にある。したがってこの研究者の数をできるだけ速かに増加させる必要がある。そのための一つの方法としては、図書館情報学に志す青年をできるだけ多く留学生として先進諸国の大学に学ばせることが必要である。昭和49年度から、文部省は国立大学図書館職員の優秀な人材を、在外研究員として海外に学ばせているが、この種の試みは今後一層拡充し、恒常化されねばならない。このようにして図書館情報学研究者の層を厚くすることは、国際交流をさらに実質的なものにするばかりでなく、大学図書館近代化の大きな前提を作ることでもある。

他方、現状においても、外国における東洋学関係の文献整理等の分野については、日本側から海外に協力する余地はかなりあるものと思われる。何と云ってもこの種の専門家は日本の図書館に少なからず見出されるからである。この方面についての実際的な検討も急務の一つであろう。

### 3. 国際的協力組織の発展

#### (1) 協力組織

協力組織は2国間のもの、多国間のもの、相互的なもの、主題別などいろいろに考えられるが、アメリカ図書館協会（ALA）のなかに設けられている対日交流委員会の日本との連絡・協力の方式は、一つのよい参考となるであろう。

しかし残念ながら日本には専門職の集団としてのALAに相当する団体は育っていない。そこで、今日の時点では、図書館員全体が集まって、一つの協会をもち、あるいはそこまで進まなければ大学図書館だけでも集まって一つの組織をもち、その中に対外交流の窓口を設けて、それを通じて国際委員会や各会議の組織を展開しよう努力すべきであろう、これらの組織は、単に一時的な国際会議の開催のために設けられるだけでなく継続的な委員会であることが望ましく、必要に応じて随時2国間・多国間の国際会議を組織していくべきである。特に全世界的な大きなプロジェクトを行った場合には、上に述べたユネスコやIFLAと協力して進める必要がある。

国際的な図書館ネットワークは現状においては、主流としては①総合的・網羅的情報収集、②資料の文献的形態による流通、③資料の収集場所と提供場所との一致ないし接近——、という形で作られようとしている。他方いわば傍流としては、このネットワークは、①主題別・専攻別情報収集、②資料の磁気テープの形態による流通処理、③収集場所と提供場所との分離、クリアリングハウスやサービス・センター——このような形で推移するものと予測される。したがって組織としては、主流的には図書館組織が市民や学生の総合的要求に応じて働き、その傍流としてたと

えば医学情報センターとかその計算機利用によるネットワークのようなものが働くことになるであろう。したがって国際交流を目指す組織としては、日本においても、IFLAやユネスコ、各国の図書館協会、国内ブロック別図書館ネットワーク、県単位・市町村単位の図書館ネットワーク（大学をも含めた）という線が主流をなして組織づくりが行われるべきであろう。エール大学を頂点とする米国コネティカット州の例は十分に参考に値する。そうして、これと平行して主題別の情報ネットワークが調整されながら組織されるべきである。

## (2) 国内における対応

上に述べた国際協力委員会の発展は国内への強い連絡活動をともなうが、そのためには日本国内の図書館組織が十分に整備されていることが必要である。現在日本では、大学図書館国際連絡委員会が組織されているが、将来においては、国会図書館・大学図書館・公共図書館・専門図書館などを包含して強力な図書館団体の整備が行なわれねばならない。各図書館のもっている国際協力の組織はこのシステムに結びつくことによって一段と整備され拡充されるであろう。しかし、従来行われてきた各図書館が行う国際協力は特に大学図書館の場合、その歴史性にもとづいて尊重されるべきであることはいうまでもない。国を単位とする交流と同時に直接的な大学相互の国際交流が並行して行われることがあってよいと思われる。

## 第6章 大学図書館の建築・設備

### 1. 基準面積について

アンケート調査の結果からも第一次報告の V.1 大学図書館施設計画の指針についての項に対して、各大学とも非常な関心をもっている。そしてほとんどの大学では施設計画の基本方針として、大学図書館施設計画要項と同解説（文部省管理局教育施設部：昭和41年3月）の主旨を受けて、現行基準の改正を要望する声が強い。

この施設計画要項とは、文部省学校施設基準規格調査会の大学図書館施設委員会が昭和41年3月文部大臣に答申したものである。これは3部よりなり、第1部基本要項では(1)大学図書館の使命および機構で、全学的な連絡・調整を行う組織、機構を第一前提においている。そして(2)機能 (3)任務 (4)資料の管理方式 (5)資料の配置および図書冊数の基準 (6)基本所要室 (7)閲覧座席数の算出基礎などについて述べ、第2部では全体計画の立案に関する指針、第3部では第1部の考え方にもとづき施設計画について詳述している。

文部省ではこの答申を基礎として、昭和42年度に新たに国立学校建物の実態調査等に用いる必要面積一欄表として、 $1a + 2b + 5.3(A \times 1.5 - 0.1a - 0.16b) + 300 + 300$  但し  $a$  = 学部学生数  $b$  = 大学院学生数、 $A$  = 現有蔵書数/1000 という式を作成し、学部学生及び大学院学生の定員によって各大学の図書館施設の規模算定方式を一律に決めている。

施設計画要項立案の基本的な考え方では各機能にそくした必要面積を個々に算出し、それらを積重ねて全体の規模を算出する方法をとっている。

施設計画要項と現行基準の間にはこの様な根本的な相異があり、そこから生ずる矛盾が各大学の現状の問題点となって出てきているようである。

また研究者に対するサービス、夜間部学生に対する面積基準・業務増大と多様化に伴う基準の設定など改革すべき点が多い。特に蔵書の増加に対応し、また図書館利用の活発化を図るためには、書庫面積、閲覧座席数の拡大、さらに保存図書館の設置について可及的速かにその具体的検討を行ってゆかなくてはならない。

### 2. 主階の扱いとチェックポイント

#### (1) 主階について

中央図書館はキャンパスの中心的位置にあって、総ての利用者に便利な位置を選ぶこと（キャンパス計画と図書館の配置については後述する）は重要であるが、特に学生が気軽に利用出来る位置と、アトラクティブな環境が望ましい。その一つの方法として図書館の前を通る学生がガラス越しに、開架スペースや読書をしている内部の様子が眺められることは、学生に知的欲求をかりたて、図書館にひきつける魅力となろう。従来とかく1階には学生の自修室をおき、閲覧席のみが整列している殺風景なものが多かった。これは図書館側の人手不足のため管理する範囲を出来るだけ縮少し、チェックポイント内に入る学生は或る制限をして員数を減らし、館員の手間を少しでも軽減しようとする意図からであった。自修室や閲覧室の利用には比較的長時間在館することになるから、多少奥まっても静かな落ちついた環境が必要であり、むしろ出入口の近くにならない方がよい。

内部計画を機能的に解決するために、主階をどこにとるかが設計計画上最も重要であるが、敷地の高低やキャンパス全体の計画にも関連してくる。主階には、貸出やレファレンスを主にしたサービス部門がおかれ、利用者のためにカタログ、参考図書、指定図書、開架図書など、レファレンスデスクやサーキュレーションデスクなどの配置も含め、書架や机、椅子類などきめ細い、内部のレイアウトが必要である。

また主階をどこに設けるにしろ、前面道路や広場から直接同じレベルに設けられる階の扱い方については、図書館側も積極的にこの階を利用し、その特性を発揮出来るよう考慮すべきである。特に学習図書館は学生に対しては教育的配慮を優先して計画する必要がある。

## (2) チェックポイントについて

従来の大学図書館では入退館のチェックが極めて厳重であった。そのため利用者にとっては抵抗を少なからず感じさせ、入りにくくしていたし、逆に管理する側からみれば限られた職員数で、そのための要員を配置しなければならない不利をあえて長年に亘って続けてきた。

少くとも学習図書館では貴重図書類がほとんどないとすれば、資料管理に重点をおく必要はなくなる。むしろ利用し易さに主体をおいてサービスすることの方が大切である。

学生に図書館を利用する方法を修得させることは、大学における重要な教育の一つである。それには図書館員が日常の利用においてその指導を行って来たし、今後も当然、図書館員の役割として重要な業務の一つであると考え。そこで、館員と学生との接点としてインフォメーション・デスクや、レファレンス・デスクの重要性が強調されてこよう。そこでの会話が図書館と学生を結びつけるヒューマンコンタクトとして極めて大切なことである。

チェックポイントの仕事を極力簡素化することは、利用者にも館員にとっても好ましいことであるから、積極的な改善が行われることを希望する。例えば次のような方法を考慮する。

- 1) ロッカーを設ける場合には、鍵の扱いをセルフサービスにする。
- 2) 入口は自由に気楽に入れるように、入館のチェックは極力簡略にするか行わない。
- 3) 貸出方式を単純化して、館員の手間や時間を節約するとともに、利用者の負担も軽減する。例えばニューアーク式にするか、フォトチャージング・システムにするなど。
- 4) 閉館後の返本には返却口またはブックポストを設ける。
- 5) カウンターにインターフォン、気送管等により他部門との連絡を密にする。
- 6) 複写手続の簡略化をはかる。セルフサービスで簡易複写が行いうる方法を検討すべきであろう。特に料金の支払関係が利用者の動線を複雑にしている。

### 3. 設備・備品について

図書館の建築は、利用者の利用や職員の執務に対し、機能的な解決をはかることは勿論、心理的・生理的な環境条件を充足することを意図して設計される。

建築はあくまでも空間を構築することに重点がおかれ、その内部の諸々のいとなみを想定しながらも、直接的には大部分が設備（家具）、備品に依存せざるを得ない。

国の予算上は“建物新営に伴う設備費”として施設費とは別枠に扱われてきた。その額は極めて少なく、現状では不十分な整備しか出来ない。特に在来の家具・備品で使用出来るものは、ごく限られており、全く新規にあつらえなくてはならない場合の方が多い。建新予算の査定方法は不詳であるが、少くとも各大学の実状にそくした方法と予算措置が必要と思われる。

戦前は、臨時費の中に施設・備品費が入っていて、家具・備品の設計は営繕関係で担当していた。戦前に建てられた大学関係諸施設は、図書館に限らず、全体の調和がとれ落ち着いた感を与えている。戦後は会計法の改正により、担当部局がはっきりと機構上も分けられてきた。そのため建築との一貫性に欠け、当初の意図が十分生かされない例が今までの国立大学図書館には多かった。

予算執行の担当官は十分に図書館側の要求をきき、同時に建築の設計者の意図をくみとらなければ、一つの備品を選ぶこともできないはずである。そこで、家具・備品類の種類・形状・寸法・材質・色彩等を決定する場合、少くとも3者が協同して決定してゆくシステムを作っておくべきであろう。

現在、専門メーカーのカタログや製品には、家具・備品として種々の欠点もあり、その選択には特に注意する必要がある。机の形をしていれば、何でも閲覧机となるのではない。食堂の椅子は食事のためのものであって、閲覧用の椅子とは機能的に異なる。価格がいくらやすいからといって、低廉だけが選択の主たる理由であってはならない。

図書館の備品類には、様々な形態や種類があり、専門メーカーのカタログにもないものがある。また既製品ではこちらの条件が満たされない場合も多い。限られた少ない予算の中からも、所要のものは重点的に備えなくてはならない。そのため、特に設計して製作するものもある。既製品ですべてをまかなうことは大変無理である。この場合、家具の専門家に設計を委嘱すべきであるが、建築の設計者と協力できる体制を作っておく必要がある。勿論、建築の設計者が家具・備品の設計まで一貫して行うことができれば、これが最も理想的であろう。

予算枠の中で現実的な解決をとれば、まず初年度には、基調になる家具・備品類のデザインをすべておこない、予算内で可能な範囲の各種のものを新調し、他は既存のものか、臨時に借用するなどして開館に支障のないだけの準備をし、他は年次計画にしたがって逐次新規のものを取り揃えてゆくといった方法しかないであろう。

#### 4. 規模の拡張と機能の関係

図書館は将来における拡張を考慮して計画されるべきであるが、その的確な予測をたてることはまず不可能にちかい。そのため増築の方向性や敷地の余地をとっておくことは勿論のこと、内部空間の融通性をもたすことは重要である。モジュラープランニングの設計手法をとることはその一つの解決となるであろう。

増築の機会を考えてみると、

- 1) 文部省の基準が変わった時点
- 2) 拡充・改組による学生定員の増加
- 3) 機能の変化

などがあげられる。

規模の拡大ということは、部分的に書庫が増築されたり、閲覧室が拡張される場合が多かったが、実際には図書館の機能全体にかかわるものである。従って既存の部分と増築部分は一体として考え、全面的に再編成する必要がある。そのため内部の大規模な模様替えや改善を伴うものであるから、施設予算の要求には、増築部分についての要求のみでなく、当然、これらの予算をも

計上しておく必要がある。

前述した如く、建築の融通性や互換性を確保するための計画手法についても、建築空間の構成には限界があり、現状の施設単位ではそのための先行投資は全く不可能であろう。

また図書館建築は完結した形でなければ、十分に図書館機能に対応できない。当初計画から、工期を何回かに分けて建設される場合は、実は完成時までその建築は半身不随であり、たとえ完成したとしても、その時点にはすでに時代遅れになって使いにくいものになってしまうおそれがある。また逐次増築を重ねてゆく場合は、機能面での不満が段階的に増幅される結果になる。計画時点で、その機能を組織面も含め十分検討し、施設規模も可能なかぎり集約したものにすべきである。例えば中央館を建設する場合には全学あげて基準いっぱいの規模を確保しておくことが基本となろう。しかし、空間的規模の集中化をはかるのみでは、その機能が十分果たせないという矛盾が特に大規模大学では生じている。この場合には大学の実状に合うように、学部の枠を超えてかつ専門分野別による集中化をはかる方向をとることが必要であろう。

将来、増築の時期が来た場合、前述の如く全体の模様替えや改築が可能な場合をのぞき、規模を無限に拡大してゆくのではなく、機能分化、例えば保存図書館とか、学習図書館などの機能を分離し、別の建築を建ててゆくなどの方法をとることの方が賢明であろう。

図書館資料は無限に増大するが、建築は無限に生長・拡張できるものではない。その限界を如何なる点におくか、またその拡張に対する方策をどのように考えておくかは、各大学における組織と運営にかかわる重要な課題である。

## 5. キャンパスの全体計画と図書館施設

キャンパス計画にあたって従来から各学部の諸施設を分散配置する手法が多くとられてきた。もちろん、敷地の条件や大学の規模により一律に論ずることはできない。各大学の実状にそくし、ケースバイケースの解決がとられてしかるべきである。

しかし各学部毎に敷地のロットを分割する手法で計画されたキャンパスでは、図書館にとって、その管理・運営や奉仕活動の面から、ひいては利用者側の面からも少なからず支障をきたしている実状にあるといっても過言ではない。それは集中化よりも、逆に分散化の方向へと拍車がかけられる結果になっている。

資料の集中管理や組織の一本化を計ることは今後の情報管理面からも重要なことであり、各大学図書館ともその努力を続けて来たが、その実践にあたっては、極めて至難な現実的諸問題をか

かえているのが現状である。その一つの要因となっているものに利用者側の距離感からの制約が挙げられよう。

キャンパス全体の計画をたてるにあたって、学部の枠にとらわれずに、学問領域の関連からその専門分野別に研究・実験室群のグループと、一般教育・専門課程の諸科目による講義・演習室群のグループとのそれぞれ相互の関連を考慮しつつ、各ゾーンから至近距離に図書館の位置を決め、図書館を中心に研究・教育の諸施設をそれぞれの機能にそくし可能なかぎり集約的にまとめ、相互の有機的な連携をはかるべきであろう。図書館へのアプローチは、各部門より短時間にかつ快適な環境をもった空間構成とし、気楽に誰でもが利用できるよう配慮をする。規模が大きく、この範囲からはずれる部門が生ずる場合には機能分化による分館ないし分室が、複数館設置される場合も生じようが、図書館の組織は全学一本を建前としなければ良いサービスは行えない。

要は、大学図書館を集中化することによるメリットを利用者に最大限に還元する方法を考え、図書館の運営のみならずキャンパス内の諸施設を集約化する計画手法をとることによって、その効果をさらに挙げることも出来よう。キャンパス計画にあたっては、従来の部局別分散方式の校舎配置の手法を脱し、図書館を中心とした有機的な連繫を保った施設集約型（複合化）の施設計画を樹てることも、今後の検討課題であろう。

その好例として西ドイツのコンスタンツ大学などは、これからのキャンパス計画と大学図書館の施設計画に大きな示唆を与えるものである。

しかしこれらの建築的解決については、大学側の大方針と設計者のキャンパス計画立案の具体的作業によって決定されるべきことであり、その自由度は可能なかぎりのこしておく必要があると考える。

## 第7章 国立大学図書館の新設置基準の確立

大学図書館設置の基準として一般に知られ、また、大学設置上の法制的な拘束力をもつ基準は、大学設置基準と短期大学設置基準の中の大学図書館に関する部分の規定である。この部分には図書館の広さと、図書学術雑誌の数量についての規定がなされている。これらの基準は、大学設置にあたっての基準として遵守されているが、このほかに、「基準」という文字をうたったものとして、文部省に設けられていた「大学基準等研究協議会」の立案になる各学部の設置基準中の図書館に関する部分の規定と、大学図書館基準とがある。この前者の中には、各学部の特質・規模等に応じた図書館の面積と図書・学術雑誌の数量に関する基準が示されており、これらは、大学設置基準の改訂のための資料としての役割をもつものと解せられている。後者の「大学図書館基準」（昭和40年2月立案）は、大学図書館の図書・資料、施設・設備、管理・運営、職員組織、経費等、大学図書館の設置・運営の全般について基準となるべきことがらを記述している。その中、とくに閲覧座席数については、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）が収容定員の「百分の五以上」と規定しているものを、「百分の十以上」に改めることが適当であると述べるなど、数量的に大学図書館の内容の充実方向を示している部分もある。また各学部の図書・雑誌の数量については、大学基準等研究協議会の各学部の規定は、大学設置基準中の各学部の図書・雑誌数の規定に比して、入学定員数により段階別に専門図書冊数の数量を規定するなど、より实际的に、かつ、大学設置基準よりも高い基準数量をかかげているが、これまた、現状では、大学設置基準達成のうえに、より望ましい水準線のひき上げを設定する役割をもつものと解してよいと思われる。

このように大学図書館の全般についての基本的な設置・運営の基準を示すというしかたは、昭和27年に、大学基準協会が決定した「大学図書館基準」の改訂を期待しての資料を提供したという意味をもっている。しかし、いずれも、法制上の規制力をもつ性格のものではなく、「基準」と呼ばれていても、文部省令の場合と異なって、現状では、省令基準達成のうえで、さらにより望ましい経営をするための全国的な水準線を示したものと解して、これを活用することが望ましい。

以上の如く、大学図書館の「基準」とうたわれているものには、大学設置基準にみられるように、法令上の規制力をもつ基準と、大学図書館基準のように実際の設置・運営上、望ましい全国的な水準と目されるものを示したものとがある。この両者を部分的基準と総合的・全体的基準と

ということばで、特徴づけることもできる。また、以上の諸基準を通覧すると、大学設置基準の中の規定は、数量的に規定してあるのに対して、大学図書館の規定は、数量的規定に加えて、文章記述によるいわば質的な規定のしかたとなっている。

要するに、在来、大学図書館の「基準」と呼ばれるものには、いろいろの形態・内容があり、これを制度上の拘束性という観点でみると、大学制度上の必要基準と目されるものと、大学図書館運営上のいうならば理想的な基準と目してよいものがあるということもできる。理想基準ということばをあえて用いるならば、大学設置基準は、最低基準ということばで性格づけることも可能である。しかし、いうところの理想のあらわし方は、実際に大学図書館に課せられる役割への期待の度合いなどによって相当の相違が生じてしかるべきである。比較的に低い、近い理想と、比較的に高い、遠い理想とがおのずから描かれてしかるべきである。こういう観点でみるとき大学基準等研究協議会の基準は、比較的に多くの大学が到達しよい内容を、「基準」という表現で示したものと解してよいであろう。

およそ、大学図書館についての「基準」と銘うったものには以上のものがあり、そこで「基準」といわれる考え方には、上記のような考え方があがるが、大学図書館の設置・運営の全国的な水準や目安、ないしはよりどころを示したものとしては、古くは、「国立大学図書館改善要項」（昭和27年）があり、その後文部省管理局で発表された「大学図書館施設計画要項」があり、さらに昨年3月に文部省大学学術局から発表された「大学図書館改善協議会報告——相互協力専門部会、機械化専門部会」がある。これらは基準ということばはうたっていないが、いずれも、大学図書館の望ましい設置運営のしかたについての目安・目標・要件などを全国的な大学図書館の改善開発という視点で立案されたところに特色があるとみることができる。

さて、以上の諸「基準」および基準に準ずる諸資料の内容や性格・制作年代の推移などを考え合わせ、かつ、最近における大学図書館の急速な充実と、その改善への必要の増大などの動向を思い合わすとき、大学図書館についての基準ないしは基準類似のものが、年代的に新旧とりまぜて混然としているかのようにみえることは、大学図書館発展のため決して得策とはいえない。

むしろ今日の段階においては、在来の諸基準を整理・総合し、大学図書館の向うべき方向に照らして、行政上の「基準」をも一新し、また、これを補う形での参考的・補遺的な基準ないしは「目標」をもあらたに設定することが必要と考えられる。このようなことは、容易な作業ではないが、文部省と大学当事者とがよりよい協力体制をつくることによって、このことを果たしてい

くことが、今日、緊急の課題となりつつあると考えられる。ついては、少なくともつぎの三つの事項について、関係者や関係当局が、積極的な努力をすることが望まれるであろう。

1 各大学図書館では、図書館員が、図書館基準ないしはこれに準ずるものについての理解と見識を高めるように配慮することが必要である。このようにして、各大学図書館が、全国的水準を達成しつつより望ましい経営実態を自館の特質を生かすしかたで研究し、かつこれを具現するよう予算要求や経営改善の中で努力することが望まれる。

2 国立大学図書館協議会等の全国的な組織においては、全国的な協力体制のもとに、大学図書館の水準や基準、到達目標などについて、具体的な案を作り、傘下の各図書館の参考に供するとともに、文部省その他関係省庁に対して、これをとりあげ、制度化していくよう要請を行うこともまた、必要なことと思われる。

3 文部省としては、大学改革・充実の動向との関連からも、大学図書館諸基準の整理・統合を図り、全国的・全体的水準の向上のため、国立大学のみならず大学図書館全体の設置・運営についてあらたなもっとも適切な基準を作成することが必要である。とくに国立大学についてはこの種の基準のあらたな設定にあわせて、その具体的な実施の具体的・総合的・年次的な計画を立て、これを実現に移していく努力が必要である。

## あ と が き

第一次報告（国立大学協会発行昭和45年6月27日B5・39P）以来、第二次報告を公刊するにいたるまでの経緯の概要を「あとがき」としてしるし、これに参考となりうると思われる若干の情報を添えたい。

昭和45年6月に発表した「第一次報告」は発行部数約2200で、国立大学の中だけでなく、公私立大学においても、参考とされ、当時の大学改革の諸政策の進行にあわせての各大学図書館の改革の計画・推進に、相当の寄与をなしたものである。

その後当協会では第二次報告の策案に着手し、そのための基礎的な資料を得るため、昭和46年7月以来、具体的な検討に入り、まず第一次報告において課題として問題指摘を行っていた大学図書館予算と図書館学の拡充・強化についての各大学の意向をうかがうためのアンケートを実施することとなった。このアンケートは46年9月に実施し、その集計結果を「大学図書館の予算および図書館学の拡充強化に関するアンケートの集計報告」（B5，35P）として47年5月に各大学にご報告した（頒布部数は約1,500部）について、第二次報告作成のため、第一次報告の全内容について各大学の改訂意見を求めるとともに、あらたな調査項目をも加えて、48年11月に「大学図書館改革に関するアンケート」を実施し、その集計結果を、49年11月に、「大学図書館改革に関するアンケート集計報告」（国立大学協会図書館特別委員会 昭和49年11月，B467P）として各大学に報告した。同集計報告は発行部数約804に達し、この集計結果そのものが、各大学図書館での業務の改善等に役立ったことと思われるのである。

その後、当協会としては、この集計結果に基づいて第二次報告書の立案に着手した。第二次報告書の作成の手順としては、第一次報告の場合にならい、報告書原案を作り、これについて、各大学当局および図書館関係者のご意見をいただき、最終的成文を得る手はずで、50年7月に、第二次報告（案）を作成し各大学にお送りした。この原案は各大学からあらかじめ必要部数をうかがって印刷したのであるが全大学で約1600部の要求部数があった。

第二次報告の原案作成は分担執筆された第一稿を図書館特別委員会において慎重に討議して成文となったものであるが、第一稿の執筆分担は次のとおりである。

第Ⅰ部（高木臨時委員）、第Ⅱ部（深川臨時専門委員）、第Ⅲ部第1章（深川臨時専門委員）、第2章（日高専門委員）、第3章（今井臨時委員）、第4章（森口専門委員）、第5章（吉田専

門委員), 第6章(佐藤専門委員), 第7章(深川臨時専門委員)

この原案に対しては81全大学より回答をえた。このうち具体的な事項について個別の意見を述べたものは43大学である。このご回報の中には附属図書館が中心となって学内全体の意見を集約された形のものもあれば, 各学部図書館ごとに意見を出されたもの, 全般的な意見を述べられたもの, 原案の本文について, 字句の訂正にいたるまで, 細部にわたり検討されたものなどがあったが, いずれにしても, 全大学が原案に対して, 極めて積極的な検討をなされたことはまことに感謝にたえないところである。

これらの意見は, 各大学図書館員が主となって原案の本文について, 詳細に検討されたもので, 各大学での図書館改革への熱意の賜物としてまことによるこびにたえない。

図書館特別委員会としては原案についての細部の検討や各大学からの意見の整理等の作業に当たするため, 第二次報告原案作成後作業部会(深川臨時専門委員(主査), 長沢専門委員, 佐竹専門委員, 藤井専門委員)を設けて, 具体的作業を進めていたが, この部会では各大学からの意見書に基づいて, 各原案者等が修訂等を行った成文について, 最終的に調整等の作業を行いこれらの全作業の結果を図書館特別委員会において最終的に検討し, 当協会の総会の議をへて, 本書となったものである。

さて, 回報をえた報告の内容を全体的にみるとき次のような意見がみられた。

- (1) 原案に賛成とする意見が大多数であった。
- (2) 原案の趣意に賛成であるが, 大学図書館の改革に資するためには抽象的記述であったり, アンケートの整理報告の程度とみられる記述部分等についてはもっと具体的に改革方法を記述することが望ましい。などの意見があった。
- (3) 大学図書館のクラス別けのしかたについては, 多くの大学がその改訂を熱望している。改訂の方向としては, クラス別の区分を細分すべしとするもの, もっと少ない数にしぼるべきであるとするもの, 各クラスの格差の比率を少なくすべきであるなどの意見がみられた。クラス別の制度は, 大学図書館の予算上の取扱い方とその具体的活動の根本にかかわるのである。文部当局において, 各大学の意見や実情をなおつまびらかにし, その要望に沿うよう改訂を加えられることを期待したい。
- (4) 大学図書館予算は文部省から直接的に配当されている予算と, 積算校費として大学に当てられる予算の中から大学図書館のため学内配分される予算との二つの源泉から成り立っていて, 現実には, 後者に依存するところが多いのであるが, これを改めるべきであるとの意見

は極めて多い。すなわち、学内予算の配分は、大学・学部の教育・研究等の実情によって各大学間でそれぞれ事情を異にしており、一律の基準等は定めがたいが、しかし、大学図書館が、全学的に奉仕する役割にかんがみ、できるだけ妥当な配分基準を何らかの方途で決め、大学図書館予算の安定を図るとともに、文部省の直接配当予算をできるだけ増加すべきであるというのが、大多数の大学の意見であった。この種の意見は上掲の(3)とともに在来から強く要望されてきていることで文部当局としては、これらの意見に答える方策を検討し、実現されることを強く期待するものである。

- (5) 中央図書館と部局図書館との関係のあり方については、大学からの意見にかなりのひらきがあった。すなわち、回答をえた大学の大部分は中央図書館を中心とする各部局図書館の機能の調整・協力の強化を認めているが、二三の大規模大学においては、全学的調整を認めながらも、むしろ部局図書館の積極的な強化を、主張する意見がみられた。この意見の相違は、大学の歴史、規模・立地条件などによるところが多く、今日これを一律に律することは困難で各大学がそれぞれの実情に即し、かつ学術文化の趨勢に応じて、学術情報の全学的・有機的・効率的な流通・組織化・規模の実をあげる努力をしていくことが大切と思われる。
- (6) 図書館情報学研究者の育成のため、その研究・教育機関の整備充実が緊急に必要であること、ならびに専門的知識、技術を備えた図書館員を再教育するための現職者教育の実施について要望する意見が極めて強かった。
- (7) 意見の中には、原案に反対の意向が若干みられた。たとえば、大学予算についての受益者負担の思想には反対との意見、大学の部局図書館を軽視するような記述には反対などの所見がみられた。受益者負担の思想については原案におけることば自体にも問題が存しないわけではないので、この問題は、ことばのことがらを含めて、今後、大学図書館予算を考える際に、さらに追求され検討されることを期したい。また、部局図書館を軽視すると解された原案の文章には、やや意を尽くさぬ点もあったので、指摘に従い、本文の修訂を行った。

このほか、本文の字句、表現などについて、改訂等の意見があったものについては、慎重に検討し、できるだけ、意見の意のあるところから従って修訂に努めたつもりである。

回報をえた意見については、およそ以上のようなしかたで、本文の修訂等を行ったが、大学図書館の実情は、大学の規模、性格によって一概に律することは不可能に近い。問題のあり方に応じていろいろの立場から検討が深められる必要がある。今回の第二次報告は上述の経緯で成文となったが、そこには、内容上、さらに、詳細かつ、多面的な検討を待つものも少なくない。幸

いにして大学当局ならびに図書館関係者の間には、大学図書館についての関心が、最近いつそう高まりつつあるので、本書の内容が、これらの動向に有効な役割を果たすとともに、そこに残された問題については、さらに、今後の各方面における検討に委ね、第二次報告につぐ第三次報告が将来作られ、大学図書館の大きい発展へのあたらしい段階が形成されることを切に希望するものである。

なお、本報告書作成の衝に当って図書館特別委員会では、とくに本年4月前後、以来委員の異動等があった、編集作業が予定より遅れざるをえなかったなどのこともあったが委員の熱心な努力で最終的成文の運びとなったものである。公表にあたり、編集上の経緯の一端を記して広く関係者各位の在来のご尽力に対し、深く謝意を表するしだいである。

図書館特別委員会名簿

委員長	川上正光	東京工業大長
委員	実方正雄	小樽商科大長
〃	山本義一	宮城教育大長
〃	広根徳太郎	山形大長
〃	小坂淳夫	岡山大長
〃	谷田閔次	お茶の水女子大長
〃	清水英夫	福井大長
〃	若槻哲夫	大阪大長
〃	神野璋一郎	和歌山大長
〃	北村義男	徳島大長
〃	田中定	佐賀大長
臨時委員	高木暢哉	前九州大図書館長
〃	今井功	前東京大図書館長
〃	谷口澄夫	前岡山大学長
専門委員	吉田震太郎	東北大教授(東北大図書館長)
〃	吉武泰水	筑波大副学長
〃	日高八郎	東京大教授
〃	森口繁一	東京大教授
〃	長沢雅男	東京大助教授
〃	佐藤仁	横浜国立大教授(50.10.27逝去)
〃	佐竹大通	東京大図書館事務部長
〃	藤井和夫	東京工業大図書館事務部長
臨時専門委員	深川恒喜	前東京学芸大教授

(注) 谷口前岡山大学長は昭和47年6月から昭和50年6月まで委員長として在任。

# 資 料

## 1. 大学図書館の振興についての

### 昭和51年度予算に関する要望書について

昭和50年11月12日

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は、大学の研究教育における大学図書館の地位の重要性にかんがみ、かねてより特別委員会において大学図書館の在り方について検討してまいりました。

このたびその結果に基づき別紙のとおり「大学図書館の振興についての昭和51年度予算に関する要望書」を提出いたします。

ついでには、国立大学図書館の現状と改革の緊要性をご高察の上、要望の実現方につき特段のご配慮をたまわりたくお願いいたします。

#### 大学図書館の振興についての昭和51年度予算に関する要望書

大学図書館が大学の教育と研究のため重要な役割をもっていることは、周知のとおりであります。

しかしながら、近年における教育・研究の多様化はもとより、学術・文化の急速な進歩、学術情報の増大、情報処理機器の開発等の諸情勢にかんがみ、これらの諸情勢に対応して大学図書館が適切な活動をなしうるためには、障害となるものがきわめて多くその本来の使命をまっとうするにはほど遠い実情にあるといわざるをえません。

この現状を改善し、大学図書館の真価を発揮するためには、各大学自体の自発的努力にまつべきものが少なくありませんが、同時に、各大学の努力を支援し、かつ新しい大学図書館のあり方を実現するための予算的・行政的な諸措置がきわめて緊要と思われれます。

予算的・行政的措置の必要事項については、国立大学図書館協議会から要望書が提出されていますが、当国立大学協会としましては、とくに、大学図書館予算および人員の増強、図書館の近代化、図書館情報学の教育・研究体制の拡充、司書職制度の確立、大学図書館業務および図書館

情報学研究の国際的協力・交流等が、当面、緊急を要する措置と考えます。

なお、近時、人件費・図書購入費および光熱費等の異常な高騰は図書館維持に著しい圧迫を加えているので、予算上格段の配慮を要するものと考えます。

ついては、大学における教育・研究の発展に対応するため、大学図書館振興の緊急方策として、次の事項につき速やかに改善の措置をとられますよう要望いたします。

## 要 望 事 項

### 1. 大学図書館予算および人員の不足を緊急に補充するための措置

#### (1) 図書館維持費の増額

昭和51年度予算においては、現在図書館維持のために実際に支出されている額の50%以上を確保する。

#### (2) 図書購入費の増額

昭和51年度予算においては、前年度予算額の最低50%を増額し、その際とくに参考図書購入費の充実を考慮する。

#### (3) 図書館職員の増員

大学図書館の定員増の必要のうち、当面大学の教育・研究に極めて重要な参考業務担当職員を中心とし、昭和51年度においては最低60名を増員・配置する。

#### (4) 図書館職員の研修旅費

図書館職員の研修旅費を増額・改善する。大学図書館の専門職員としての資質の向上を図るとともに、新しい図書館サービスの実現のために文部省をはじめとする図書館・情報関係機関の実施する研修会等への参加は必須の要件であり、そのため旅費の増額・改善を図るべきである。

### 2. 図書館の近代化のための予算措置

(1) 図書館の近代化を早急かつ強力に促進するための施設・設備費の大幅増額この問題は、大学図書館が年来努力している点があるが、引きつづき機械化を含めて、一段と改善を促進する必要がある。

(2) 保存・共同利用図書館制度の開発、あるいは学術情報処理についての研究・開発、および広地域にわたる学術情報のネットワークの整備のごとき総合的・近代的な組織のための経費の新規計上。そのために調査・研究・策案の機関を設け、とりあえず51年度において調査費として

最低30,000千円を計上する。

### 3. 図書館情報学の教育・研究体制の拡充強化および司書職制度の確立

#### (1) 図書館情報学研究施設ないしは研究組織の設置

大学内の共同利用施設としての情報図書館学研究センターを設置し、その計画的な増加をはかること。

#### (2) 図書館情報学の講座・学科・科目および大学院研究科の計画的な設置・整備

#### (3) 大学図書館運営に、図書館情報学等の専攻者を育成・導入するなどの方途を講じ、司書専門職制度の確立

### 4. 大学図書館業務および図書館情報学研究の国際的協力・交流の促進

学術情報・資料の国際的交換・交流の促進および図書館業務や図書館情報学研究の発展を図るために、図書館職員や図書館情報学研究者を海外に派遣し、または海外より招聘するがごとき制度を、この際検討し、そのために必要とされる予算措置を速かに講ずべきである。

昭和50年11月12日

国立大学協会会長 林 健太郎

#### 要望先

##### 文部省

永井文部大臣、山崎政務次官、岩間事務次官、諸沢官房長、井内大学局長、木田学術国際局長 他関係官

##### 大蔵省

大平大蔵大臣、竹内事務次官、吉瀬主計局長  
高橋主計局次長 他関係

## 2. 日米の大学図書館

日米両国の比較的大規模な大学における図書館に関して、量的な概観ができるように、幾つかの統計的数字を示すことにしたい。図書館の場合は単純な総計あるいは平均による比較は必ずしも適当ではないが、米国の大学図書館について、大規模な大学（カナダの3大学を含む81大学）の図書館が加盟している研究図書館協会の統計<sup>1)</sup> から主要な米国の50大学の図書館を選んで集計し、わが国の場合は文部省の統計<sup>2)</sup> から、便宜上、5学部以上を有する55大学を選びある程度、量的な比較ができるようにした。

- 1) Association of Research Libraries. *Academic Library Statistics*. 1972-73. および *University Library Statistics*, 1969.
- 2) 文部省『大学図書館実態調査結果報告, 昭和49年度』

### 1. 職員

	大学数		総数(人)	平均(人)	1当たり学生数 (人)
専 門 職 員 *	日 本	55	3,200	58.2	264.9
	米 国	50	4,745	94.9	209.6
職 員**	日 本	55	4,232	76.9	200.3
	米 国	50	13,640	272.8	72.8
学 生	日 本	55	847,569	15,410.3	—
	米 国	50	994,740	19,895	—

\*米国の場合には、専門職員すなわち Professional staff（原則として、図書館（情報）学大学院修士課程修了以上の有資格者）と、非専門職員すなわち non-professional staff とが区別されているので、ここでは前者のみの数をあげた。日本の場合は、図書館法による司書資格の有無を問わず、専任の職員をすべて専門職員とみなした。

\*\*日本の場合は、専任職員と臨時職員を合計した数であり、米国の場合は、専門職員と非専門職員を合計した数である。

## 2. 蔵書\*\*\*

所蔵図書	大学数	総数	平均	学生1人当たり
日本	55	40,744,533冊	740,810冊	48.1冊
米国	50	124,092,198	2,481,844	124.7
増加図書(年間)				
日本	55	1,999,090冊	36,347冊	2.35冊
米国	50	5,892,199	117,844	5.92
受入雑誌(年間)				
日本	55	352,711種	6,412種	0.4種
米国	50	1,373,512	27,470	1.4

\*\*\*日本の場合は、図書館の蔵書を含む全学の資料であり、米国の場合は、図書館所属の資料である。なお米国の主要大学の蔵書はアルマナックの類を参照されたい。

## 3. 図書資料費

大学数	総額	平均	学生1人当たり
日本 55	8,327,666,000 (円)	151,412,100 (円)	9,820 (円)
米国 50	19,909,137,900 (＄66,363,793)	398,182,758 (＄1,327,276)	20,014 (＄66.71)

注) 1ドルを300円として換算した。

## 4. サービス

年間貸出し図書	大学数	学生1人当たり
日本	55	3.82 (冊)
米国	50	28.9
		週平均
開館時間	日本 (国立大学)	51 (時間)
	米国 50	98